

7 福 祉 保 健 部

社会福祉・地域福祉

1 生活保護

目的 国が生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自ら生活できるよう援助することを目的とする。

受給要件 生活に困窮する者が利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。

標準3人世帯（夫33歳、妻29歳、子4歳）の最低生活費 平成27年（2015年）4月1日改定

平成27年度（2015年度） 21万3,380円（月額）

{	生活扶助額	15万8,380円
	住宅扶助額	5万5,000円（限度額）

(1) 世帯・人員扶助費

区 分	平成25(2013)			平成26(2014)		
	延べ世帯 (世帯)	延べ人員 (人)	金 額 (千円)	延べ世帯 (世帯)	延べ人員 (人)	金 額 (千円)
生活扶助	45,489	66,938	3,514,752	46,139	66,748	3,507,535
住宅扶助	46,316	67,842	1,708,368	46,893	67,751	1,730,759
教育扶助	4,864	7,100	70,602	4,552	6,798	68,763
医療扶助	48,415	68,103	4,718,328	49,522	69,250	4,777,074
介護扶助	9,548	10,043	169,663	10,233	10,734	174,780
出産扶助	2	2	46	0	0	0
生業扶助	1,766	2,000	43,577	1,747	1,924	43,884
葬祭扶助	102	102	21,178	84	84	19,148
施設事務費	492	14,269	72,556	559	16,359	93,296
就労自立給付金				34	34	1,972
合 計	156,994	236,399	10,319,070	159,763	239,682	10,417,211

(2) 生活保護対象の推移

区 分	人 口 (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護者数 (人)	1人当たり 保護費 (円)	保 護 率 (%)
平成24(2012)	360,972	4,220	6,204	1,659,654	17.19
〃 25(2013)	364,166	4,244	6,139	1,680,904	16.86
〃 26(2014)	366,690	4,349	6,222	1,689,186	16.97

- (注) 1 人口は、各年2月末現在の推計人口
 2 保護率とは、人口1,000人に対する被保護者を示す
 3 大阪府内の保護率34.10% 平成27年(2015年)3月現在
 4 全国の保護率17.10% 平成27年(2015年)3月現在

2 緊急援護資金（吹田市緊急援護資金貸付基金条例）

(1) 趣 旨

生活保護法による被保護者に準ずる者のうち、一時的な支出増又は収入の減少により日常生活を維持することが困難となり、かつ、生計資金を調達することができないものに対して貸付けを行う。

(2) 貸付けを受ける要件

- ・独立の生計を営んでいる成人
- ・償還能力を有する
- ・現に同資金の貸付けを受けていない

(3) 貸付条件

限度額 1世帯10万円まで（ただし、入院に要する費用として貸付けを受ける場合は20万円まで）

貸付利率 無利子

償還方法 1か月据置き 25か月以内の月賦償還（10万円を超える場合は1か月据置き40か月以内の月賦償還）

(4) 貸付状況

平成26年度(2014年度)貸付額 件数 0件、金額 0万円

(5) 基金額

8,000万円 平成27年(2015年)4月1日現在

3 災害見舞金等（吹田市災害見舞金等支給要綱）

(1) 趣 旨

災害による被災者に対して災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。

(2) 給付金額

災害見舞金	全焼・全壊	1世帯	5万円、半焼・半壊	1世帯	3万円
	床上浸水	1世帯	3万円、入院期間90日以上の傷害	1人	3万円
災害弔慰金	死亡	1人	5万円		

(3) 給付状況

区 分	平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)	
	給付件数	給付金額(円)	給付件数	給付金額(円)
全 焼 ・ 全 壊	11	550,000	7	350,000
半 焼 ・ 半 壊	3	90,000	1	30,000
火災による焼死	1	50,000	0	0
入院期間90日以上の傷害	0	0	0	0
床 上 浸 水	21	630,000	0	0
計	36	1,320,000	8	380,000

4 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金（吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例）

自然災害による被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

平成6年度(1994年度)	災害弔慰金支給	3件	750万円
	災害援護資金貸付	13件	2,080万円
〃 7年度(1995年度)	災害援護資金貸付	7件	1,190万円

5 災害救助資金（吹田市災害救助資金貸付基金条例）

(1) 趣 旨

本市住民で災害により著しい被害を受け、その生業の維持及び家屋補修費等の調達が困難な状況にあるものに対して貸付けを行う。

(2) 貸付けを受ける要件

- ・独立の生計を営んでいる成人
- ・償還能力を有する
- ・現に資金の貸付けを受けていない

(3) 貸付条件

限 度 額 1世帯30万円まで 貸付利率 無利子
償還方法 4か月据置き 20か月以内の月賦償還

(4) 貸付状況

平成27年(2015年)3月31日現在貸付累計 件数 440件、金額 1億16万円

(5) 基金額

1億5,000万円 平成27年(2015年)4月1日現在

6 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力するとともに、地域住民の福祉増進に努め、相談・援助等の自主的活動を行っている。

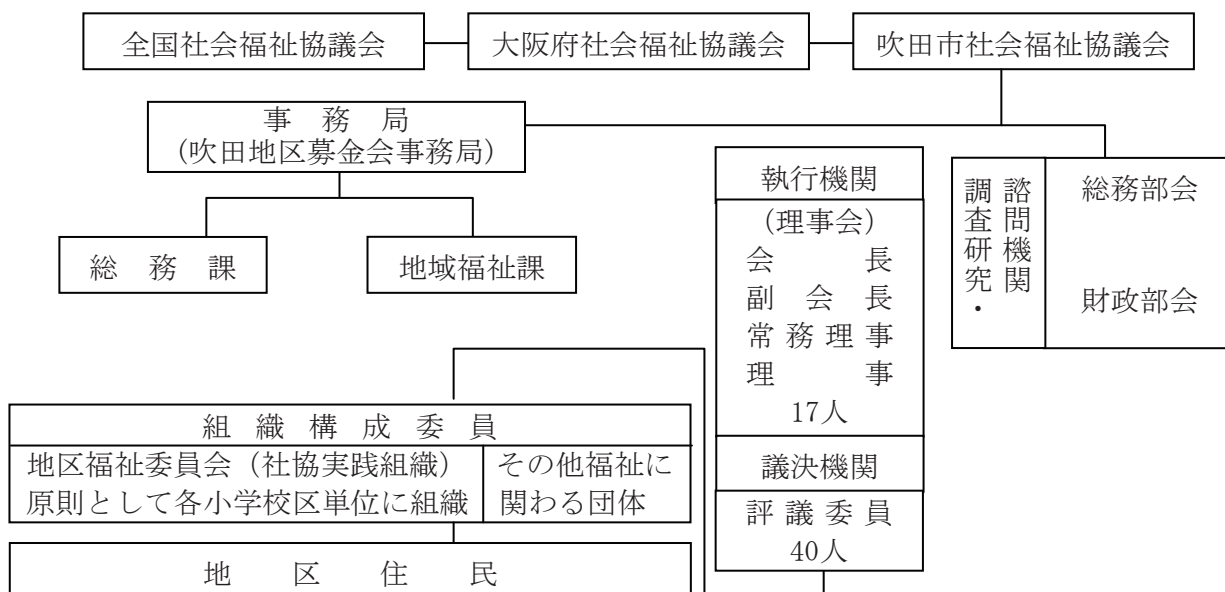
吹田市の民生委員・児童委員総数は、平成27年(2015年)4月1日現在492人で、男女別の内訳は男性174人、女性318人となっており、21の地区委員会を組織し、活動の母体としている。このうち、平成6年(1994年)1月1日から制度が設けられた主任児童委員については、平成27年(2015年)4月1日現在35人となっている。

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会

昭和26年(1951年)4月1日設立、昭和45年(1970年)12月10日法人認可。

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」のため、地域で起こっている様々な福祉問題を地域全体の問題として捉え、解決に向け、関係団体や専門機関の協力を得ながら地域福祉を推進する民間の組織である。活動の中心は小学校区単位で組織されている地区福祉委員会で、地域福祉活動の母体となっている。

(1) 組織及び事業



(2) ボランティアセンター 昭和63年(1988年)4月1日開設

ボランティア活動を市民が積極的に進められるように活動資機材等の条件整備及びボランティア活動の調査・研究や啓発・情報の提供を行うほか、ボランティア相談に応じるコーディネーターを配置して、ボランティア活動を求める側と提供する側との橋渡しを行う。

主な活動は、

- | | | | |
|---|-----------------|---|-------------------------|
| ア | ボランティアコーディネート | イ | ボランティア相談事業（毎週月～金） |
| ウ | ボランティア養成等各種講座開催 | エ | 広報・啓発活動（ボランティア情報すいた発行等） |
| オ | 吹田市ボランティア連絡会支援 | カ | ボランティア情報ネットワーク |
| キ | ボランティア保険の取扱い | ク | ボランティア室・資機材の利用、貸出し |
- などがある。

(3) 地区福祉委員会活動

地区福祉委員会は、自治会、高齢クラブ、民生・児童委員、ボランティア等が構成メンバーとなり、自分たちが住んでいるまちを自分たちの力で明るく住みよいまちにしようという、地域福祉の実践活動を行っている。吹田市内で33の地区福祉委員会が組織され、それぞれの地区内の援助を必要としている人に対して同じ地区内の住民が行う様々な活動を「小地域ネットワーク活動」と呼び、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」のような集団援助活動や、「見守り・声かけ訪問」のような個別援助活動がある。

主な活動は、

- | | | | | | | | |
|---|-----------|---|-------------|---|---------|---|--------|
| ア | 見守り・声かけ活動 | イ | いきいきサロン | ウ | ふれあい昼食会 | エ | 配食サービス |
| オ | 子育てサロン | カ | 障がい者（児）交流事業 | キ | 世代間交流事業 | | |
- などがある。

(4) 地域支えあいネットワーク推進事業の受託

市からの委託業務として市内6ブロックに13名のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置している。CSWは、地区福祉委員会活動の支援を行うとともに、地域でのいろいろな困り事を専門機関や福祉施設、福祉団体などと連携しながら解決に努める。

(5) 居宅介護支援事業

介護サービス計画の作成などを行う居宅介護支援事業を、内本町デイサービスセンター（吹田市内本町2-2-12）において実施している。

(6) 通所介護事業

平成18年度(2006年度)から、市の指定管理者として通所介護事業を、内本町デイサービスセンター（吹田市内本町2-2-12）において実施している。

(7) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人たちが、地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続の援助や代行、日常的な金銭管理などを行い、生活を支援する。

平成12年(2000年)7月21日から事業を実施している。

(8) 吹田市社会福祉協議会施設連絡会事務局の運営

施設連絡会は、吹田市社会福祉協議会の組織構成会員に加入している社会福祉法人等の民間施設が集まり、地区福祉委員会等と連携し、地域福祉の向上を図っている。吹田市社会福祉協議会はその事務局を運営している。

被爆者二世

原爆被爆者二世支援事業

平成13年度(2001年度)から原子爆弾被爆者二世に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条に定める障がいを伴う疾病と同様の疾病についての医療費（自己負担額）を助成している。

年 度	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
登録証明書交付件数(件)	6 (延べ331)	5 (延べ336)	2 (延べ338)
医療費助成延べ件数(件)	139	111	135
医療費助成金額(円)	1,818,289	1,433,959	1,531,346

総合福祉会館

老人福祉センター、障害者福祉センター、母子福祉センターの三つの機能を備えた総合的な福祉活動の拠点施設である。建物は各種の保健事業を実施する保健センター等との複合施設である。

(昭和62年(1987年)4月1日開館)

施設概要

位 置 出口町19番2号
構造・規模 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建
敷地面積 5,517㎡ 延べ床面積 6,829㎡

○総合福祉会館 1階・2階・5階の一部

延べ床面積 3,452㎡

施設内容 社会適応訓練室、日常生活訓練室、作業室、特別浴室、介助浴室、ボランティア室、団体共用室、バンビ親子教室、技能習得室、会議室、教養娯楽室、大広間、相談室、事務室など。

総合福祉会館は、母子家庭、高齢者等からの悩みに応える相談室や、研修・訓練等ができる社会適応訓練室や技能習得室を設置するなど、きめ細かな

福祉サービスの提供と関係福祉団体やボランティアなどの地域福祉活動の拠点となっている。

総合福祉会館の事業概要

1 高齢者福祉事業

平成18年(2006年)4月の介護保険法の改正より、地域包括支援センターとして、介護予防事業(介護予防普及啓発事業、通所型介護予防事業等)、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等)を実施し、また指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを行っている。

なお、平成24年度(2012年度)からは、総合福祉会館内に2地域(片山・岸部地域、千里山・佐井寺地域)を整備していたが、平成24年(2012年)10月からは、岸部、千里山西等の地域にそれぞれ委託型地域包括支援センターを開設したことにより、総合福祉会館では、片山及び千里山東・佐井寺地域を担当する地域包括支援センターとして活動している。

2 障がい者福祉事業

(1) 生活介護事業

平成25年(2013年)4月からは障害者総合支援法に基づき、事業を実施している。

対 象 市内に居住する在宅の障がい者

事業内容 (通所は1人につき週1～5回)

ア 機能訓練・創作的活動 イ 健康管理 ウ 福祉・生活などの相談

エ 給食サービス オ 送迎サービス カ 入浴サービス

(2) 在宅障がい者福祉増進事業

対 象 市内に居住する在宅の障がい者

事業内容

ア 日常生活動作訓練 イ 社会適応訓練 ウ 創作・軽作業

教 室 名	実 施 曜 日	実 施 時 間
陶 芸 教 室	毎週 水曜	午前10時～正午
陶 芸 教 室	毎週 水曜	午後1時～3時
料 理 教 室	年 4回	午前10時～正午
社 交 ダ ン ス 教 室	年 5回	午後2時～4時
民 謡 教 室	年 3回	午前10時～午後4時
ダンベル・ストレッチ体操教室	第1・3金曜	午前10時～正午
七 宝 焼 教 室	第1・3金曜	午後1時～3時

(3) その他講習会など

講習会等名称	実施曜日	実施時間	備考
手話講習会(初級)	4～9月の毎週月曜 水曜	午前10時～正午 午後7時～9時	障がい福祉室
手話講習会(中級)	10～3月の毎週月曜 水曜	午前10時～正午 午後7時～9時	
手話講習会(上級)	5～10月の毎週水曜 金曜	午前10時～正午 午後7時～9時	
点訳講習会	9～11月の毎週木曜	午後1時30分～3時30分	
要約筆記者養成講座	6～10月の毎週金曜	午後1時30分～4時30分	

3 福祉活動の場の提供

高齢者・障がい者・母子家庭及び寡婦の各関係福祉団体やボランティア団体・社会福祉協議会等に福祉活動の場を提供する。

－会議室の利用状況－

室名	平成24(2012)		平成25(2013)		平成26(2014)	
	件数	利用人数	件数	利用人数	件数	利用人数
第一会議室	477	7,640	531	8,157	561	8,863
第二会議室	447	3,780	494	4,146	486	4,017
和室(2F)	330	4,897	331	5,191	325	4,790
大広間(5F)	637	24,062	540	19,941	530	18,456
技能習得室	576	10,990	558	10,504	570	10,949
日常生活訓練室	225	2,823	213	2,580	185	2,057
社会適応訓練室	607	21,523	610	22,271	603	21,717
作業室	517	7,656	529	6,716	512	6,645
屋上広場	48	3,768	45	3,535	52	3,684
合計	3,864	87,139	3,851	83,041	3,824	81,178

障がい者(児)福祉

1 障がい福祉施策の対象者

(1) 身体障害者手帳交付状況

平成27年(2015年)3月31日現在(単位:人)

障がいの内容		等級						小計	合計
		1	2	3	4	5	6		
視覚障がい	児童	6	0	1	2	4	1	14	856
	成人	268	261	67	65	112	69	842	
聴覚・平衡障がい	児童	1	27	7	2	0	13	50	956
	成人	67	216	107	196	8	312	906	
肢体不自由	児童	84	51	20	7	8	3	173	8,196
	成人	1,320	1,491	1,766	2,642	579	225	8,023	
音声・言語障がい	児童	0	0	1	2	0	0	3	165
	成人	8	6	80	68	0	0	162	
内部障がい	児童	42	1	15	16	0	0	74	3,651
	成人	2,235	43	428	871	0	0	3,577	
小計	児童	133	79	44	29	12	17	314	13,824
	成人	3,898	2,017	2,448	3,842	699	606	13,510	
合計		4,031	2,096	2,492	3,871	711	623	13,824	

(2) 療育手帳交付状況

平成27年(2015年)3月31日現在(単位:人)

区分	障がい程度			計
	重度(A)	中度(B1)	軽度(B2)	
児童	349	118	375	842
成人	978	425	454	1,857
計	1,327	543	829	2,699

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

平成27年(2015年)3月31日現在(単位:人)

障がい等級	1	2	3	計
交付者	293	1,460	499	2,252

2 自立支援医療費(更生医療)給付事業

身体障害者手帳の所持者が障がい程度を軽くし、また、残された機能回復のために治療を受けた場合、医療費の一部を支給する。

平成26年度(2014年度)

給付決定者数(人)	延べ件数(件)	医療費(円)
389	2,834	295,857,876

3 障がい者医療費助成事業

(1) 障がい者医療費助成の状況

平成26年度(2014年度)

延べ対象者数(人)	延べ受診件数	医療費総額(円)	助成額(円)	月 平 均		
				一人当たり受診回数(回)	一件当たり医療費(円)	一件当たり助成額(円)
28,293	59,895	2,950,859,929	366,937,571	2.2	49,267	6,126

(2) 入院時食事療養費助成事業

重度障がい者等の入院給食費(入院時食事療養費標準負担額)を補助する。

平成26年度(2014年度) 4,214件 5,420万7,048円

4 身体障がい者・知的障がい者福祉年金

平成26年度(2014年度)

年 齢	区 分	障がい程度	年金額(円)	延べ支給人員	支給額(円)
20歳以上		身障 1・2級	32,400	7,265	116,654,200
		〃 3級	25,200	3,104	38,993,100
		知的 重度	32,400	238	5,195,300
		〃 中度	25,200	163	3,590,800
		精神 1級	32,400	74	1,178,400
20歳未満		身障 1・2級	44,400	77	1,149,200
		〃 3・4級	32,400	1,256	20,337,800
		〃 5・6級	25,200	1,062	18,022,600
		知的 重度	44,400	276	4,476,100
		〃 中度	32,400	657	8,268,900
		〃 軽度	25,200	374	6,001,300
		精神 1級	44,400	9	192,400
		〃 2級	32,400	82	1,325,800
〃 3級	25,200	47	596,400		
計				14,684	225,982,300

5 特定疾患者給付金

(1) 金 額 一人当たり 3万2,400円 (年額)

(2) 対象疾患と受給者数 (単位：人)

対 象 疾 患	受給者数	対 象 疾 患	受給者数
	平 成 26年度 (2014)		平 成 26年度 (2014)
ベーチェット病	13	膿疱性乾癬	1
多発性硬化症	20	広範脊柱管狭窄症	2
重症筋無力症	29	原発性胆汁性肝硬変	31
全身性エリテマトーデス	73	重症急性膵炎	0
スモン	4	特発性大腿骨頭壊死症	20
再生不良性貧血	18	混合性結合組織病	15
サルコイドーシス	44	原発性免疫不全症候群	1
筋萎縮性側索硬化症	1	特発性間質性肺炎	3
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	55	網膜色素変性症	16
特発性血小板減少性紫斑病	44	肺動脈性肺高血圧症	1
結節性動脈周囲炎	14	神経線維腫症	9
潰瘍性大腸炎	152	バッド・キアリ症候群	0
大動脈炎症候群	14	慢性血栓塞栓性(肺高血圧症)	4
ビュルガー病	5	ライツゴーム病 (ファブリー病含む)	2
天疱瘡	5	プリオン病	0
背髄小脳変性症	10	亜急性硬化性全脳炎	0
クローン病	30	副腎白質ジストロフィー	0
難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	2
悪性関節リウマチ	1	脊椎性筋萎縮症	0
パーキンソン病関連疾患	96	球脊椎性筋萎縮症	0
アミロイドーシス	2	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	4
後縦靭帯骨化症	21	肥大型心筋症	2
ハンチントン病	0	拘束型心筋症	0
モヤモヤ病	25	ミトコンドリア病	0
ウェゲナー肉芽腫症	6	リンパ脈管筋腫症 (LAM)	1
特発性拡張型(うっ血性)心筋症	23	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0
多系統萎縮症	3	黄色靭帯骨化症	0
表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型)	0	間脳下垂体機能障害	20
		計	842

6 手当・給付金等

区分	対象者	平成27年度 (2015年度) 支給金額	対象者数	支給額	創設年度
特別児童 扶養手当	中程度以上の障がいをもつ20歳未満の児童を監護する父又は母、あるいは養育者で所得限度額以下の者	月額 重度障がい児 51,100円 中度障がい児 34,030円	重度障がい児 416人 中度障がい児 348人 (平成27(2015)3.31 現在)	(府で支給)	昭和39 (1964)
障がい児 福祉手当	20歳未満の身障手帳1級又は2級の一部、療育手帳Aの一部又は判定書の最重度の者、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状により上記と同程度以上の者で所得限度額以下の者	月額 14,480円	224人 (平成27(2015)3.31 現在)	37,545,160円 (平成26年度) (2014年度)	〃 61 (1986)
特別障がい 者手当	20歳以上で身体障がい、知的障がい又は精神障がいなど心身に著しく重度の障がいがあり日常生活において常時特別の介護を必要とする者で所得限度額以下の者	月額 26,620円	252人 (平成27(2015)3.31 現在)	76,114,800円 (平成26年度) (2014年度)	〃 61 (1986)
重度障がい者(児) 介護手当	重度の重複障がいをもつ障がい者(児)を介護する者	月額 10,000円	157人 (平成27(2015)3.31 現在)	(府で支給)	〃 49 (1974)

7 在日外国人重度障がい者給付金

昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳に達していた重度障がい者の外国人で障がい基礎年金等の受給資格のない者に支給する。

平成26年度(2014年度) 0件 0円(月額2万円)

8 福祉事業に係る診断料助成

心身障がい者(児)の施設入所、短期入所、特別障がい者手当等給付金、補装具等の申請に必要な健康診断書(又は意見書)作成に要する文書料を市町村民税非課税世帯を対象に助成する。

平成26年度(2014年度) 30件 13万5,920円

9 ガイドヘルパーの派遣（移動支援）

平成26年度(2014年度)

利 用 実 人 数 (人)	延べ利用回数 (回)	延べ利用時間 (時間)
999	58,320	187,373

10 ホームヘルパーの派遣（居宅介護等給付費の支給）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障がい者（児）や、難病患者のいる家庭にホームヘルパーを派遣して必要な家事・身の回りの世話等を行う。

平成26年度(2014年度)

	実派遣人数もしくは世帯数	延べ派遣日数 (日)	延べ派遣時間(時間)
障 が い 者 等	1,118人	112,174	249,079

11 補装具・日常生活用具の交付等

(1) 補装具・日常生活用具交付事業

身体障がい者(児)の身体上の障がいを補うため補装具費の支給を、また日常生活の便宜を図るために日常生活用具を交付する。

平成26年度(2014年度)

補 装 具			日 常 生 活 用 具		
区 分	件 数(件)	金 額 (円)	区 分	件 数(件)	金 額 (円)
成人交付	274	29,269,598	成人支給	6,649	71,774,441
成人修理	324	11,690,889	児童支給	1,043	12,928,148
児童交付	207	30,805,343			
児童修理	160	3,333,290			
計	965	75,099,120	計	7,692	84,702,589

(2) 身体障がい者自動車改造助成

低所得世帯に属する身体障がい者が就労等のため自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるものに対し、その費用について10万円を限度に補助する。

平成26年度(2014年度) 7件 68万8,000円

(3) 身体障がい者自動車運転技能習得助成

身体障がい者が就労のため普通自動車運転免許を取得した際に要した費用について4万5,000円を限度に補助する。

平成26年度(2014年度) 4件 18万円

(4) 重度心身障がい者（児）介護人自動車運転技能習得助成

心身障がい者（児）の社会生活の向上を図るため、その介護者が普通自動車運転免許を取得した際に要した費用について、4万5,000円を限度に補助する。

平成26年度(2014年度) 4件 18万円

(5) 福祉電話の貸与（市単独）

電話を所有しない低所得の重度身体障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保等を図るため、架設料及び基本料を市で負担し、電話を貸与する。

平成26年度(2014年度) 10件 28万7,335円

(6) 重度障がい者福祉タクシー料金助成事業（市単独）

在宅の1・2級身体障がい者（児）のうち視覚・肢体（上肢のみは除く）・内部の障がい者（児）と在宅の重度知的障がい者（児）・重度精神障がい者（児）に対して、市と契約しているタクシー会社のタクシー利用料金の中型車までの初乗運賃分のうち500円を上限とする利用券（1か月4枚）を交付する。

平成26年度(2014年度) 利用枚数 6万4,997枚 3,249万5,530円

12 配食サービス事業

食事づくりが困難な在宅の重度の障がい者に対し、配食サービスを提供することにより、在宅生活の支援を行う。

平成26年度(2014年度) 1,005食 48万5,500円

13 住宅改造に対する助成

重度障がい者等の日常生活の利便を図るため、住宅を改造する費用について、50万円を限度に補助する。

平成26年度(2014年度) 22件 1,037万1,992円

14 施設等支援事業、日中活動重度障がい者支援

(1) 障がい者福祉施設支援費

平成26年度(2014年度)

対象人員(人)	利用延べ日数(日)	支出額(円)
1,630	305,540	2,938,755,240

(2) 日中活動重度障がい者支援

通所型障がい福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労継続支援B型）を実施している施設に対し、重度障がい者の処遇の向上と運営の円滑化を図るため、補助金を交付する。

平成26年度(2014年度)

対 象 人 員 (人)	利 用 延 べ 日 数 (日)	支 出 額 (円)
525	105,920	227,950,872

15 短期入所施設に対する助成

短期入所事業の推進を図るため、実施施設の運営費補助を行う。

平成26年度(2014年度) 常照園 1,050万円

16 障がい者グループホーム運営助成事業

障がい者の地域社会での自立生活を支援するため、グループホームに対し補助する。

平成26年度(2014年度) 46か所 3,306万1,000円

17 ボランティア活動助成

手話通訳奉仕及び障がい児サマースクールを行うボランティア団体に対し、ボランティア活動の振興を図るため、活動費の補助を行う。

平成26年度(2014年度)は、手話通訳奉仕15万3,300円、障がい児サマースクール5,600円の補助金を交付した。

18 聴覚障がい者団体代表者ファクシミリ設置事業

聴覚障がい者団体及びボランティア団体の代表者にファクシミリを設置及び貸与することにより、市と聴覚障がい者等団体との意思疎通を図り、情報の収集、緊急時の相互連絡等を円滑に行い、団体活動の育成を図る。

平成26年度(2014年度) 3台 11万76円

19 点訳講習会、手話講習会、要約筆記者養成講座

手話や点訳講習会及び要約筆記者養成講座を開き、ボランティアの養成を図るとともに、聴覚・視覚障がい者に対する理解を深める。

平成26年度(2014年度) 点訳講習会 34回 26万7,600円、手話講習会 137回 94万6,800円
要約筆記者養成講座 18回 34万7,000円

20 精神障がい者グループワーク事業

精神障がい者の閉じこもりを防止し、生活圏や生活経験の拡大を図り、社会参加意欲を向上させるとともに、対人関係の回復につなげる。

平成26年度(2014年度) 実施回数 48回 参加延べ人数 375人

21 障がい者等相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。

平成26年度(2014年度) 障がい者地域生活支援センター 5か所 4,700万円

22 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等への創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の社会参加と自立の促進を目指す。

平成26年度(2014年度) 4か所 2,298万6,176円

23 福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱

- (1) 目的 不特定多数の市民が利用する公共及び民間の建築物、道路、公園等の都市施設について、身体障がい者、高齢者、病弱者、身体に何らかのハンディキャップがある人が安全かつ容易に利用できる構造及び設備とするため必要な基準を定め、建築主及び関係者の協力を得てこれを達成し、障がい者等の社会参加を促進する。
- (2) 施行年月日 昭和57年(1982年)5月1日
- (3) 最近改正 平成19年(2007年)8月2日

障害者支援交流センター（愛称：あいほうぷ吹田）

施設の概要

位 置 千里万博公園12番27号

目 的 身体障がい者及び知的障がい者の自立と社会参加を支援し、併せて市民相互の交流を図る。

敷地面積 4,992.20㎡ 建築面積 2,627.18㎡ 延べ床面積 5,829.85㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建

主な施設

- ・生活介護施設（平成26年度(2014年度)利用者 延べ 1万1,542人）
作業室、社会適応訓練室、日常生活訓練室、食堂、相談室、介助浴室、特殊浴室
- ・障がい者短期入所施設（平成26年度(2014年度)利用者 延べ 3,318人）
短期入所室、宿直室、居間兼食堂
- ・共用施設（平成26年度(2014年度)施設開放事業利用者 延べ9,500人）
研修室兼多目的ホール、団体ボランティア室、会議室、屋内プール、作業室、日常生活訓練室、食堂、介助浴室

開設年月日 平成13年(2001年)5月1日

高齢者福祉

1 高齢者福祉施策の対象者

60歳以上人口分布

(各年国勢調査)

年月日 年齢階層	平成12(2000) 10.1	平成17(2005) 10.1	平成22(2010) 10.1
60～64歳	20,407人	22,866人	26,646人
65～69	16,800	19,293	21,561
70～74	11,991	15,585	18,055
75～79	7,541	10,675	14,043
80～84	4,530	6,365	8,918
85～89	2,734	3,226	4,613
90～94	1,044	1,515	1,932
95～99	216	420	601
100～	29	52	100
65歳以上人口	44,885	57,131	69,823
65歳以上人口比率	12.9%	16.1%	19.6%

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

いわゆる団塊の世代の方が全て75歳以上となる平成37年(2025年)の状況を想定した上で、進行する超高齢社会の諸問題に対応するため、平成29年度(2017年度)までを計画期間とする「第6期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を平成27年(2015年)3月に策定した。本計画では、「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」を理念とし、「健やかに安心・安全に暮らせるまち」を本市の将来像としながら、四つの基本目標と本計画期間中に重点的に取り組む五つの項目を設定し、平成37年(2025年)の本市の地域包括ケアシステムのあるべき姿を見据え、その

構築に段階的に取り組んでいく。

(1) 基本目標

ア いきいき暮らす

高齢者が生きがいを持ち、積極的に自らの経験と知識を活かし、健康に暮らしていけるまちづくりをめざす。

イ 健やかに暮らす

高齢者が可能な限り自立した生活を送れるよう、健康の維持と介護予防を推進する。

ウ 安心して暮らす

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるよう、保健・福祉及び介護サービスの充実や、在宅医療と介護の連携に努める。

エ 支えあって暮らす

高齢者が、尊厳を持ちながら住み慣れた地域で安心、安全に暮らし続けられるよう、相談体制を充実し、地域全体で支えあう体制づくりや、まちづくりを推進する。

(2) 重点項目

- 1 安心して住み続けられる住環境の充実
- 2 生きがいづくり、健康づくりの推進
- 3 新しい介護予防、日常生活支援総合事業の推進
- 4 認知症高齢者支援の推進
- 5 在宅医療と介護の連携の推進

3 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、平成17年(2005年)の介護保険法の改正で平成18年(2006年)4月から、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療等様々な面から総合的に支えるために設けられた。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置され、「地域支援事業」のうちの「包括的支援事業」を地域において一体的に実施している。また、介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対する介護予防サービス計画等を行う指定介護予防支援の業務も地域包括支援センターの行う業務として実施している。

名 称	所 在 地
吹田市高齢支援課 (南吹田地域包括支援センター)	泉町1丁目3番40号
吹田市立総合福祉会館 (片山地域包括支援センター) (千里山東・佐井寺地域包括支援センター)	出口町19番2号
吹田市千里ニュータウン地域保健福祉センター (南千里地域包括支援センター)	津雲台1丁目2番1号
吹田市内本町地域保健福祉センター (吹一・吹六地域包括支援センター)	内本町2丁目2番12号
吹田市亥の子谷地域保健福祉センター (山田地域包括支援センター)	山田西1丁目26番20号
吹田市古江台・青山台地域包括支援センター	古江台3丁目9番3号
吹田市津雲台・藤白台地域包括支援センター	津雲台4丁目7番2号
吹田市千里丘地域包括支援センター	長野東12番32号
吹田市千里山西地域包括支援センター	千里山西1丁目41番15号
吹田市岸部地域包括支援センター	岸部北1丁目24番2号
吹田市吹三・東地域包括支援センター	幸町22番5号
吹田市豊津・江坂地域包括支援センター	江坂町4丁目20番1号

4 在宅福祉サービス事業

(1) 高齢者日常生活用具給付等事業

事業開始年度 昭和51年度(1976年度)

給付4品目、貸与1品目。品目ごとに利用要件が異なる。世帯状況等により自己負担が必要。

対象用具 緊急通報装置(給付)、電磁調理器(給付)、自動消火器(給付)、
火災警報器(給付)、高齢者用電話(貸与)

平成26年度(2014年度)利用状況

対 象 用 具	件 数
緊 急 通 報 装 置	157
電 磁 調 理 器	44
自 動 消 火 器	1
火 災 警 報 器	5
高 齢 者 用 電 話	11

(2) 緊急通報システム事業

事業開始年度 平成3年度(1991年度)

おおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者の属する高齢者世帯等を対象とし、緊急時に電話回線を通じ委託業者と対象者宅を結ぶもので、ペンダント型送信機のボタンや装置に組み込まれた非常ボタンを押すと委託業者の緊急通報受信センターに自動的に連絡される。

(3) 高齢者寝具乾燥消毒サービス事業

事業開始年度 昭和51年度(1976年度)

寝たきり等の理由により、寝具乾燥を行うことが困難な低所得のおおむね65歳以上の高齢者を対象に、年10回実施する。

平成26年度(2014年度)延べ実施件数 3,656件

(4) 配食サービス事業

事業開始年度 平成9年度(1997年度)

在宅で食事づくりが困難な、おおむね65歳以上の高齢者に週1～7回食事を届ける。対象は独り暮らしや高齢者のみの世帯等。栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、訪問によって安否の確認を行う。自己負担は1食450円。

平成26年度(2014年度)延べ配食数 9万9,753食

(5) 認知症地域サポートモデル事業

事業開始年度 平成25年度(2013年度)

地域での高齢者の見守り体制に係る事業と連動させながら、さらに、徘徊高齢者探索模擬訓練等の具体的な取組をモデル地域において実践することで、市域全体で認知症高齢者を見守り、支えていく具体的な仕組みをつくる。

平成26年度(2014年度)訓練当日参加者数 163人

(6) 高齢者訪問理美容サービス事業

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

加齢による心身の機能低下等により、自力又は介助によって理髪店又は、美容室に出向くことが困難な在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者が対象。介護保険の要介護4又は要介護5に該当していることが必要。理・美容師が直接自宅を訪問して理髪又は美容を実施する。理髪料、美容料は全額自己負担。

平成26年度(2014年度)延べ利用件数 17件

(7) 高齢者家具転倒防止器具設置助成事業

事業開始年度 平成19年度(2007年度)

転倒防止器具を自力で取り付けできない65歳以上の高齢者世帯に対し、転倒防止器具の設置

費用を助成する。市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯であって、介護保険で要支援・要介護と認定された65歳以上の高齢者のみで構成される世帯が対象。

平成26年度(2014年度)延べ利用件数 1件

(8) 街かどデイハウス事業

事業開始年度 平成11年度(1999年度)

街かどデイハウス（小規模で家庭的な雰囲気の施設において、健康体操、健康チェック、給食、介護予防活動、レクリエーションなどのサービスを提供する通所サービス）を運営する民間非営利団体等を対象に、補助金を交付する。

平成26年度(2014年度)補助対象団体 9か所
延べ利用者数 1万5,565人

(9) 診断料助成事業

事業開始年度 昭和60年度(1985年度)

本市に居住する人を対象（生活保護受給者を除く）に介護老人福祉施設等の入所時等に係る診断料の一部助成を実施。

平成26年度(2014年度)延べ助成件数 746件 988万9,367円

5 福祉の措置等事業

平成26年度(2014年度)

施設名	措置人員(人) (平成27年(2015年)3月末現在)	年延べ措置者数(人)	措置費(円)
養護老人ホーム	52	651	113,394,983

6 老人医療

(1) 老人医療費給付制度

昭和58年(1983年)2月1日から老人保健法に基づく医療費の給付を70歳以上及び65歳～69歳で一定の障がいのある高齢者等を対象に特別会計を設け実施した。対象者の年齢は、平成14年(2002年)10月に70歳から75歳に引き上げられた。平成20年(2008年)4月から老人医療費給付制度は後期高齢者医療制度に変わった。

平成22年度(2010年度)までは月遅れ請求分の給付があったが、平成23年度(2011年度)以降給付がなく返還のみとなった。

(2) 老人医療費助成状況

区 分		年 度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)
		診 療 月	3月～翌年2月	同 左	同 左
(対 象 者 数 延べ) A	府		0	0	—
	市		24,058	9,871	—
	計		24,058	9,871	—
B	延べ助成件数(件)		44,599	20,230	27
C	医療費総額(円)		985,332,833	440,188,537	528,442
成 額 D (円) に 対 す る 助 成 額	府		3,250	0	0
	市		134,801,131	54,843,877	343,762
	計		134,804,381	54,843,877	343,762
源 内 訳 (円) 助 成 額 の 財 源	府 補 助 金		0	0	0
	一 般 財 源		134,804,381	54,843,877	343,762
分 析	受 診 率	B —(%)	185.4	204.9	—
		A			
	1件当たり医療費—(円)	C	22,093	21,759	19,572
		B			
1人当たり助成額—(円)	D	5,603	5,556	—	
	A				

平成25年（2013年）7月末で制度終了。以後は月遅れ請求分。

経 過	昭和47年(1972年)1月1日	市65歳以上(所得制限なし)、府70歳以上(所得制限)
	〃 48年(1973年)1月1日	国70歳以上(所得制限)、府67歳以上(所得制限)
	〃 49年(1974年)3月1日	府65歳以上(所得制限)
	〃 53年(1978年)10月1日	〃 (所得制限を強化)
	〃 58年(1983年)2月1日	老人保健法施行、一部負担金制度実施
	〃 60年(1985年)4月1日	社会保険各法の被保険者(附加給付制度のある保険加入者本人を除く)に対して医療費助成実施
	平成10年(1998年)11月1日	府65歳以上(所得制限を強化)
	〃 12年(2000年)8月1日	市65 〃 (所得制限を導入)
	〃 16年(2004年)11月1日	附加給付のある社会保険被保険者本人を対象に加える 府制度:新たに65歳になる市民税非課税世帯の者を対象外とし、特定疾患患者、精神・結核公費医療受給者等で一定所得以下の者を対象として継続 市制度:府が対象外とした市民税非課税世帯の者を市単独で対象として継続
	〃 17年(2005年)4月1日	市制度:市単独で上乗せしていた所得150万円以下世帯の者を対象外とし、市民税非課税世帯の者を対象として医療費助成を継続
	〃 18年(2006年)8月1日	府制度:昭和14年(1939年)10月31日以前生まれの者のうち、老年者非課税措置廃止に伴う経過措置として、住民税が軽減される者で構成される世帯に属する者を、70歳になる月末まで(1日生まれの方は前月末まで)対象に加える
	〃 20年(2008年)4月1日	府制度:一部負担金相当額等一部助成制度の公費番号化に伴い、特定疾患患者、精神・結核公費医療受給者等で一定所得以下の者を対象外とする
	〃 21年(2009年)11月1日	府制度:府制度が終了し市単独制度となった
〃 25年(2013年)8月1日	市単制度も全て終了	

(3) 一部負担金相当額等一部助成制度

昭和58年(1983年)2月1日から老人医療受給者で市民税非課税世帯の者及び重度障がい者等を対象に一部負担金相当額等の助成を実施した。(府制度により実施)

昭和58年(1983年)9月1日からは、対象範囲を拡大し、均等割のみ課税世帯の者及び中度障がい者(身体障がい者のうち3・4級の者と知的障がい者のうち中度B1と判定された者)についても助成することにした。(市単独)

平成12年(2000年)8月1日から大阪府が市民税非課税世帯の者を対象から外したが、市単独で制度を継続し助成を実施した。

平成13年(2001年)8月1日から重度障がい者等(府制度)及び中度障がい者等(市単独制度)に対象者の見直しを行い助成を実施した。

平成16年(2004年)11月1日から一部自己負担金(一医療機関ごとに一日500円、月二日まで)を導入した。同日から大阪府が所得制限を強化したが、市単独で所得制限なしを継続し実施した。

平成17年(2005年)4月1日から府基準と同様の所得制限を導入した。

平成18年(2006年)7月1日から一部自己負担金を同じ月内に2,500円を超えて負担した場合、超えた額を申請により返金する制度を導入した。

平成20年(2008年)4月1日から公費番号化された。

平成25年(2013年)8月1日から中度障がい者(市単独制度)の所得制限を全て非課税世帯の者とした。

一部負担金相当額等一部助成状況調べ

区 分		年 度	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
		診 療 月	3月～翌年2月	同 左	同 左
対 象 者 数 A	府 市 計		48,231	50,763	53,471
			35,297	27,796	21,905
			83,528	78,559	75,376
助 成 件 数 B	府 市 計		138,131	145,645	157,404
			108,216	86,855	66,628
			246,347	232,500	224,032
助 成 額 (円) C	府 市 計		437,808,749	354,946,726	461,180,733
			235,615,092	135,487,628	108,501,696
			673,423,841	490,434,354	569,682,429
内財 訳源 (円)	府 補 助 金 一 般 財 源		217,811,201	180,955,053	226,457,210
			455,612,640	309,479,301	343,225,219
分 析	受 診 率 —(%) A C 1件当たり助成額—(円) B C 1人当たり助成額—(円) A		294.9	296.0	297.2
			2,734	2,109	2,543
			8,062	6,243	7,558

7 いきがい対策事業

(1) 高齢クラブ活動に助成

ア 高齢クラブ組織数 平成27年(2015年)4月1日現在

高齢クラブ数 214クラブ 高齢クラブ会員数 1万4,046人

高齢クラブ連合会加盟 高齢クラブ数 212クラブ、高齢クラブ会員数 1万3,942人

イ 運営補助 平成26年度(2014年度)

連合会(年額) 156万210円、単位クラブ(1クラブ年額) 5万7,600円

(2) 高齢者関係団体用福祉バス

高齢者関係団体に対して、高齢者福祉事業の振興と高齢者福祉の増進を図るため、福祉バスを貸付ける。

(3) いきがい教室の開催

趣味の教室への参加を通じ高齢者の生きがいを充実させ、友達づくりを図り、もってその生活を健康で豊かなものにするため各種教室を開催している。

開催教室 水彩画、カラオケ、日本舞踊、手編み、健康ヨガ、書道、民謡、コーラス、アレンジメントフラワー、ストレッチ体操、俳句、陶芸、詩吟、パッチワーク、硬筆・書写、クレイクラフト、フラダンス、英会話、パソコン

開催場所 総合福祉会館、シルバーワークプラザ、高齢者生きがい活動センター、男女共同参画センター、青少年クリエイティブセンター

(4) 高齢者友愛訪問活動の実施

高齢者の孤独感を解消し、地域社会との交流を深め、生きがいを高めるため、寝たきり高齢者、独り暮らし高齢者の日常生活の状況把握などを行い、適切な助言又は連絡を必要とする、75歳以上の方及び75歳以上の高齢者世帯や、65歳から74歳までの寝たきりや、独り暮らしで声掛けや見守りが必要な方を訪問し激励する。

友愛訪問者数 平成26年度(2014年度)

寝たきり高齢者 101人 高齢者世帯 955世帯

独り暮らし高齢者 3,023人 その他 12人

(5) ふれあい交流サロンに助成

高齢者から乳幼児までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場と高齢者の引きこもり対策事業の実施拠点となるふれあい交流サロンの運営団体に助成している。

(6) 高齢者いこいの間

高齢者の文化・教養の向上、レクリエーション等、高齢者が気軽に憩える場所として各地区に設けるもので、現在35地区に開設されている。

設置の態様から分類すると、公民館等併設型22か所、市民ホール利用型8か所、民有施設補助型1か所、単独型4か所となっている。

地区別高齢者いこいの間設置状況

地区別 高齢クラブ連合会	学区別	施設名	開設年月日
吹一吹六	吹一小	吹一地区高齢者いこいの間	昭和45年(1970年)4月1日
	吹六小	吹六地区	〃 56年(1981年)5月1日
吹二	吹二小	吹二地区	〃 56年(1981年)1月5日
吹三	吹三小	吹三地区	〃 55年(1980年)11月1日
東	東小	東地区	〃 51年(1976年)12月10日
吹南	吹南小	吹南地区	〃 51年(1976年)12月10日
片山	片山小	片山地区	〃 59年(1984年)5月1日
千一	千一小	千一地区	〃 50年(1975年)4月1日
	千二小	千二地区	〃 55年(1980年)5月1日
五月が丘	東佐井寺小	東佐井寺地区	〃 61年(1986年)5月1日
佐井寺	佐井寺小	佐井寺地区	〃 62年(1987年)5月1日
千三	千三小	千三地区	〃 54年(1979年)5月1日
千新	千里新田小	千里新田地区	〃 62年(1987年)5月1日
山手	山手小	山手地区	〃 52年(1977年)4月1日
豊一	豊一小	豊一地区	〃 51年(1976年)12月1日
豊二	豊二小	豊二地区	〃 56年(1981年)4月1日
江坂大池	江坂大池小	江坂大池地区	〃 60年(1985年)5月1日
岸部	岸一小	岸一地区	〃 55年(1980年)5月1日
	岸二小	岸二地区	〃
山一	山一小	山一地区	〃 51年(1976年)10月1日
北山田	北山田小	北山田地区	〃 61年(1986年)5月1日
	山二小	山二地区	〃 51年(1976年)10月1日
山二	東山田小	東山田地区	〃 58年(1983年)5月1日
	山三小	山三地区	〃 53年(1978年)2月1日
山五	山五小	山五地区	平成元年(1989年)5月1日
南山田	南山田小	南山田地区	昭和55年(1980年)5月1日
西山田	西山田小	西山田地区	〃 57年(1982年)5月1日
佐竹台	佐竹台小	佐竹台地区	〃 51年(1976年)10月21日
高野台	高野台小	高野台地区	〃 51年(1976年)7月21日
津雲台	津雲台小	津雲台地区	〃 51年(1976年)10月21日
桃山台	桃山台小	桃山台地区	〃 51年(1976年)7月21日
竹見台	千里たけみ小	竹見台地区	〃 51年(1976年)8月21日
古江台	古江台小	古江台地区	〃
藤白台	藤白台小	藤白台地区	昭和51年(1976年)7月21日
青山台	青山台小	青山台地区	〃 51年(1976年)10月21日

(7) 高齢者いこいの家

位 置	岸部中1丁目24番11号
敷地面積	1,515.37㎡
延べ床面積	449.26㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建
開設年月日	昭和63年(1988年)1月22日 (増改築供用開始年月日 平成13年(2001年)2月1日)
利用対象者	おおむね60歳以上の方
設置目的	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流と社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(8) 在日外国人高齢者給付金

在日外国人で、年金制度上の理由により、国民年金の老齢年金等を受給できない高齢者に支給
支給人数 平成26年度(2014年度) 10人

8 敬老事業

(1) 地区敬老行事(地区敬老行事運営委員会主催)

75歳以上の方を対象に、9月から10月に各地区で、地区敬老行事を開催する。

平成26年度(2014年度) 参加者 2万5,941人(25地区)

(2) 長寿祝賀事業

100歳以上の高齢者の代表者を市長が訪問する。また、100歳以上の方等に記念品や祝状を贈呈する。

平成26年度(2014年度) 記念品贈呈件数 135件

結婚50周年を迎える金婚夫婦の方に祝状を贈呈する。

平成26年度(2014年度) 贈呈組数 321組

(3) 寿祝品の贈呈

市内に居住し、米寿(88歳)、白寿(99歳)を迎える方

平成26年度(2014年度) 贈呈件数 米寿 1,050件 白寿 71件

9 高齢者生きがい活動センター事業

高齢者生きがい活動センター

位 置	津雲台1丁目2番1号(千里ニュータウンプラザ5階)
延べ床面積	465.02㎡(高齢者生きがい活動センター分)
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造

開設年月日	平成24年(2012年)9月3日
利用対象者	60歳以上の市民、おおむね10人以上で構成する市内の高齢者関係団体
設置目的	高齢者が健康や福祉、生きがいつくりに関する情報を得ることや、いきがい教室等を受講することにより、教養を深め、また相互に交流することで、仲間づくりや世代間交流を図り、生きがいつくりを進める拠点施設とすることを目的とする。

10 高齢者見守り支援事業

(1) 救急医療情報キット配布事業

事業開始年度 平成24年(2012年)3月

おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者等で希望者に対し、救急医療情報キットを配布する。かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先等の情報をキットに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備える。緊急時には、救急隊員がキットの情報を確認し、よりの確な救命活動を行う。平成26年度(2014年度)より、キットの配布対象者以外の人もキットを作成できるよう、ホームページで様式等のダウンロードを開始。また、外出時に救急搬送される際に活用するための救急医療情報カードの配布を開始。

平成26年度(2014年度) 延べ申請者数 1万789人

(2) 高齢者支援事業者との連携による見守り事業

事業開始年度 平成24年(2012年)3月

高齢者と関わりのある地域の様々な業種の事業者と連携し、独り暮らし高齢者等を地域全体で支援し、見守る体制をつくる。事業者が日常業務の範囲内で独り暮らし高齢者等の異変に気付いた場合に、地域包括支援センターに連絡することにより、早期に問題を発見し、効果的な支援へつなげる。

平成26年度(2014年度) 延べ登録事業者数 376事業者

※本事業は、「徘徊高齢者SOSネットワーク事業」と連携して実施している。

介護保険

1 第1号被保険者数

各年度末現在

年	区 分	人 口	第1号被保険者数 (人)	第1号被保険者割合 (%)
平成24(2012)		356,768	75,619	21.20
〃 25(2013)		360,007	79,142	21.98
〃 26(2014)		362,899	82,197	22.65

2 保 険 料 (第1号被保険者)

(1) 所得段階別保険料額

所得段階	対 象 者		保険料率	保険料額(年額) 平成27～29年度 (2015～2017年度)
第1段階	(1)生活保護を受給している方 (2)本人を含め世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 (3)本人を含め世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		基準額 ×0.45	29,106円
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.7	45,276円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.725	46,893円
第4段階		同じ世帯に市民税課税者がいる方	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.875
第5段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		基準額	64,680円
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.125	72,765円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	基準額 ×1.13	73,089円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.25	80,850円

所得段階	対 象 者		保険料率	保険料額(年額) 平成 27～29 年度 (2015～2017 年度)
第 9 段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.27	82,144 円
第 10 段階		本人の合計所得金額が 200 万円以上 290 万円未満の方	基準額 ×1.5	97,020 円
第 11 段階		本人の合計所得金額が 290 万円以上 300 万円未満の方	基準額 ×1.525	98,637 円
第 12 段階		本人の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額 ×1.7	109,956 円
第 13 段階		本人の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.8	116,424 円
第 14 段階		本人の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 ×1.95	126,126 円
第 15 段階		本人の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 ×2.1	135,828 円
第 16 段階		本人の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の方	基準額 ×2.25	145,530 円
第 17 段階		本人の合計所得金額が 1,500 万円以上の方	基準額 ×2.4	155,232 円

(2) 徴収方法

特別徴収 公的年金から徴収

普通徴収 保険料納付義務者が指定金融機関に払い込む

(3) 保険料収納状況

年 度	区 分	種 別	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
平成24(2012)		特 別 徴 収 分	4,005,422,849	4,005,422,849	100.0
		普 通 徴 収 分	624,070,776	556,056,634	89.1
		計	4,629,493,625	4,561,479,483	98.5
		滞 納 繰 越 分	111,316,651	9,694,534	8.7
" 25(2013)		特 別 徴 収 分	4,223,330,161	4,223,330,161	100.0
		普 通 徴 収 分	642,814,779	573,614,591	89.2
		計	4,866,144,940	4,796,944,752	98.6
		滞 納 繰 越 分	127,305,840	13,760,285	10.8
" 26(2014)		特 別 徴 収 分	4,444,826,315	4,444,826,315	100.0
		普 通 徴 収 分	637,428,234	564,230,967	88.5
		計	5,082,254,549	5,009,057,282	98.6
		滞 納 繰 越 分	144,084,800	14,016,409	9.7

3 介護認定

(単位：人)

年 度	要介護度	要 支 援					要 介 護					合 計
		1		2		1	2	3	4	5		
		人数	割合	人数	割合	人数	人数	人数	人数	割合		
平成24(2012)	第1号被保険者	2,657		2,190		2,229	2,486	1,651	1,459	1,245	13,917	
	第2号被保険者	47		56		60	94	50	35	51	393	
	計	2,704 (18.9%)		2,246 (15.7%)		2,289 (16.0%)	2,580 (18.0%)	1,701 (11.9%)	1,494 (10.4%)	1,296 (9.1%)	14,310	
" 25(2013)	第1号被保険者	2,925		2,240		2,422	2,649	1,708	1,446	1,244	14,634	
	第2号被保険者	48		47		48	91	45	40	45	364	
	計	2,973 (19.8%)		2,287 (15.2%)		2,470 (16.5%)	2,740 (18.3%)	1,753 (11.7%)	1,486 (9.9%)	1,289 (8.6%)	14,998	
" 26(2014)	第1号被保険者	3,144		2,203		2,595	2,745	1,756	1,474	1,242	15,159	
	第2号被保険者	51		47		42	87	43	37	40	347	
	計	3,195 (20.6%)		2,250 (14.5%)		2,637 (17.0%)	2,832 (18.3%)	1,799 (11.6%)	1,511 (9.7%)	1,282 (8.3%)	15,506	

4 決算状況

年度	項別	(単位：千円)									
		介護保険料	使用料及び 手数料	国庫支出金	支払基金 交付金	府支出金	繰入金	金	諸収入	財産収入	繰越金
平成24(2012)		4,571,174	497	4,068,034	5,378,043	2,835,496	2,850,625	14,085	266	246,183	19,964,404
" 25(2013)		4,810,705	519	4,469,175	5,805,703	2,947,324	3,022,158	9,358	267	260,451	21,325,660
" 26(2014)		5,023,074	501	4,761,236	6,002,184	3,102,337	3,183,206	29,251	273	317,986	22,420,048

年度	項別	(単位：千円)							
		総務費	介護給付費			基金積立金	諸支出金	地域支援事業費	歳出合計
			介護サービス 等諸費	介護予防サ ービス等諸費	そ の 他				
平成24(2012)		456,483	16,131,350	1,119,467	1,049,935	397,416	102,378	446,925	19,703,953
" 25(2013)		431,769	17,350,506	1,257,088	1,159,045	248,903	66,516	493,846	21,007,673
" 26(2014)		475,531	18,107,118	1,410,288	1,214,685	234,601	88,647	509,873	22,040,743

(注) 表中の千円単位の数値は単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

5 低所得者等の利用者負担の軽減

(1) 訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が全額免除となっている者に対し、制度移行措置として利用料を助成する。

(2) 居宅サービスに係る利用者負担額の助成事業

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

居宅サービスを利用した人で、世帯全員が市民税非課税かつ所要の要件を満たす場合、高額介護サービス費等に該当するまでの利用者負担額25%を助成する。

(3) 社会福祉法人等による利用料負担の軽減措置に伴う助成事業

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

低所得で生計が困難な人に対して、社会福祉法人等が利用者負担額を軽減する事業を実施した場合に、その事業について助成する。

(4) 実施状況

(単位：円)

区 分 年 度	訪問介護助成		居宅サービス等助成		社会福祉法人減額	
	件数	金 額	件数	金 額	法人数	金 額
平成24(2012)	12	16,457	27,173	62,216,483	2	32,117
〃 25(2013)	3	4,128	18	56,877	2	55,466
〃 26(2014)	0	0	146	3,804,182	1	39,560

6 介護予防事業

要介護状態等となるおそれの高い65歳以上の高齢者等を対象として、要介護状態等となるのを予防することを通じて、一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。

(1) 介護予防普及啓発事業

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

地区福祉委員会主催のいきいきサロンや自治会、高齢者のサークル等からの依頼に基づき、地域に出向いて、転倒予防等介護予防に関する講座を開催する。

また、認知症予防や口腔機能向上等の講演会を実施する。

平成26年度(2014年度) 介護予防講座延べ参加者数 6,120人

(2) 地域介護予防活動支援事業

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

ボランティア育成のための研修会や地域で介護予防に関連した活動を行っている市民グループ等に対し、職員を派遣して実技指導を行ったり、会場の提供を行う。

平成20年度(2008年度)から、地域で高齢者自らが積極的な介護予防の取組が行えるよう支援する「介護予防推進員」養成講座を開催している。

また、平成21年度(2009年度)からは、65歳以上の方が社会参加・地域貢献をすることで、高齢者自身の健康増進と介護予防推進を目的とした「介護支援サポーター事業」を行っている。

平成26年度(2014年度)介護支援サポーター新規登録者数 42人

(3) 二次予防事業対象者把握事業

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

介護保険法の規定による認定を受けていない65歳以上の方に対して生活機能評価を行い、二次予防事業対象者を把握する。

平成26年度(2014年度)対象者把握数 1,727人

(4) 訪問型介護予防事業

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

心身の状況等により、通所形態による事業への参加が困難な方を対象に保健師等が居宅を訪問し必要な相談・指導を実施する。また、訪問、電話、文書等で、状況把握、二次予防事業への参加勧奨を行う。

平成26年度(2014年度)状況把握、二次予防事業参加勧奨の訪問、電話等件数 1,727件

(5) 通所型介護予防事業

ア 運動器の機能向上

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

足腰の衰えや、転倒の不安がある等、運動器の機能が低下している対象者に対して、理学療法士や体育指導員等がストレッチやチューブ等を用いた運動等を実施する。

平成26年度(2014年度)延べ参加者数 5,362人

イ 栄養改善

事業開始年度 平成19年度(2007年度)

体重の減少等低栄養状態にある対象者に対して、管理栄養士、保健師等が集団指導を実施する。

平成26年度(2014年度)延べ参加者数 203人

ウ 口腔機能向上

事業開始年度 平成19年度(2007年度)

硬いものが食べにくい、むせる等口腔機能が低下している対象者に対して、歯科衛生士等が摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の指導を実施する。

平成26年度(2014年度)延べ参加者数 323人

7 包括的支援事業・任意事業

高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、保健、医療、福祉に関するサービスを総合的に提供する。また、地域の実情に応じた、各種の事業を行う。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて支援を行う。

平成26年度(2014年度)実施件数 315件

(2) 総合相談支援業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

平成26年度(2014年度)実施件数 1万2,445件

(3) 権利擁護業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等を行う。

平成26年度(2014年度)実施件数 1,397件

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

ブロック別地域ケア会議の開催、ケアマネ懇談会の開催、ケアマネジャーに対する日常個別指導、相談、支援困難事例等の助言・支援を行う。

平成26年度(2014年度)実施件数 2,177件

(5) 介護用品支給事業

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

介護保険で要介護4又は5と認定されたおむつを使用している65歳以上の高齢者を、在宅で介護している家族等が対象。高齢者及び家族全員が市民税非課税世帯(生活保護受給世帯は対象外)に属していることが必要。おむつ又は尿取りパット代として1か月当たり6,250円分の給付券を交付する。

平成26年度(2014年度)延べ利用件数 1,002件

(6) 高齢者・介護家族電話相談事業

事業開始年度 平成24年度(2012年度)

高齢者やその介護家族からの介護・健康・医療等に関する相談を、夜間及び土、日、祝日については24時間、専門の相談員が電話で受け付ける。

平成26年度(2014年度)延べ相談件数 225件

(7) 成年後見制度利用支援事業

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、配偶者及び二親等内の親族がいない人、又は親族がいても音信不通の状態である人が対象。市が家庭裁判所に審判の申立てを行う。申立てに係る費用については、市が後見人等に請求する場合がある。また、判断能力が十分でない低所得の高齢者等で、本人又は同居の親族が申立てを行う場合についても、申立費用や後見人等の報酬を助成する。

平成26年度(2014年度)延べ助成件数 16件

(8) 認知症サポーター養成事業

事業開始年度 平成22年度(2010年度)

認知症になっても誰もが安心して生活できるまちづくりを目指して、認知症の人や家族を支援する認知症サポーター並びに認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。

平成26年度(2014年度)認知症サポーター養成数 3,671人

(9) 徘徊高齢者SOSネットワーク事業

事業開始年度 平成23年度(2011年度)

認知症高齢者等が徘徊行動により行方不明になった場合に備えて、早期発見ができるネットワークの構築及び運用を図ることにより、徘徊高齢者等の迅速な安全確保と、その家族の精神的負担の軽減を図る。

平成26年度(2014年度)登録事業者数 355事業者

※本事業は、「高齢者支援事業者との連携による見守り事業」と連携して実施している。

(10) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

徘徊の見られる認知症の高齢者を介護している家族が対象。位置検索システムの専用端末機を貸し出し、徘徊高齢者に携帯させることにより、行方が分からなくなったときに位置検索システムにより徘徊高齢者の位置を特定することによって、高齢者の安全の確保を図り、家族が安心して生活できるようにする。世帯状況等により自己負担が必要。検索料は全額自己負担。

平成26年度(2014年度)延べ利用者数 329人

(11) 介護相談員派遣事業

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設等に介護相談員を派遣し、利用者の疑問、不安や不満の声を施設に届け、施設の自主的なサービス改善を図る。

平成26年度(2014年度)延べ活動回数 1,272回

(12) 住宅改修支援事業

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

介護保険の住宅改修費の支給を受けようとする人に対して、申請に必要な理由書を作成することによって支援を行う社会福祉法人等に、委託契約を締結した上で助成する。助成額は1件当たり2,000円。ただし、理由書作成に従事する人は、介護支援専門員その他住宅改修についての専門的知識及び経験を有する人に限る。

平成26年度(2014年度)助成件数 54件

(13) 介護給付費通知事業

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

介護保険の給付実績を利用者に通知することにより、不正請求などの発見の端緒とし、介護給付費の適正化を図る。

平成26年度(2014年度)送付件数 2万6,212件

後期高齢者医療制度

平成20年(2008年)4月1日から、老人保健制度に替わる独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が創設された。

- 1 対象者 75歳以上の者及び一定の障がいがあると認定された65歳以上の者
- 2 運営主体 大阪府内の全ての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」
- 3 市の事務 保険料徴収事務、届出・申請等の窓口業務
- 4 被保険者数

各年3月31日現在

年度	区分	人口(人)	被保険者数(人)	被保険者割合(%)
平成25(2013)		356,768	33,849	9.49
〃 26(2014)		360,007	34,948	9.71
〃 27(2015)		362,899	36,421	10.04

5 保険料

被保険者均等割額 1人当たり5万2,607円

所得割額 基礎控除後の総所得金額×10.41%

*賦課限度額は、57万円(年額)

6 軽減策

(1) 所得の低い世帯に対する軽減措置(均等割額の軽減)

世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減割合
基準額 = 【基礎控除額(33万円)】を超えないとき	8.5割
基準額 = 【基礎控除額(33万円) + 26万円×被保険者数】を超えないとき	5割
基準額 = 【基礎控除額(33万円) + 47万円×被保険者数】を超えないとき	2割

(注) 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収80万以下で他の所得がない世帯(給与収入等がある場合でも控除後所得が0円の場合)は9割軽減とする。

また、年金収入が153万円以上211万円以下の方(給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下)の場合は所得割を5割軽減とする。

(2) 被用者保険の被扶養者に対する軽減

本制度の被保険者資格を取得する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和を図るため、所得割額は課されず、被保険者均等割額の9割が軽減される。

7 保険料収納状況

年度	区分 徴収方法	現 年 分			滞 納 繰 越 分		
		調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)
平成24(2012)	特別徴収	1,618,870	1,618,870	100.00	0	0	—
	普通徴収	1,814,082	1,779,894	98.12	54,063	12,043	22.28
	計	3,432,952	3,398,764	99.00	54,063	12,043	22.28
" 25(2013)	特別徴収	1,658,496	1,658,496	100.00	0	0	—
	普通徴収	1,863,119	1,827,874	98.11	59,667	16,896	28.32
	計	3,521,615	3,486,370	99.00	59,667	16,896	28.32
" 26(2014)	特別徴収	1,733,929	1,733,929	100.00	0	0	—
	普通徴収	1,923,586	1,889,264	98.22	62,363	16,818	26.97
	計	3,657,515	3,623,193	99.06	62,363	16,818	26.97

国民健康保険

1 被保険者数の推移

(各年度末)

区 分 年 度	総 数		被 保 険 者		加 入 割 合 (%)	
	世 帯 数	人 口	世 帯 数	被保険者数(人)	世 帯	被保険者
平成24(2012)	159,408	356,768	50,292	85,084 (4,780)	31.5	23.8 (1.3)
〃 25(2013)	161,678	360,007	49,852	83,676 (3,975)	30.8	23.2 (1.1)
〃 26(2014)	163,898	362,899	49,395	81,814 (3,290)	30.1	22.5 (0.9)

(注) () 内は退職者医療分で内数。退職者医療制度(昭和59年(1984年)10月施行)は、老人保健法の適用を受けていない75歳未満の国民健康保険の被保険者で、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けている人とその家族を対象に創設された(平成20年(2008年)4月より65歳未満に改正された)

2 保険給付

(1) 給付範囲

ア 給付割合

未就学児 2割、義務教育就学後から69歳までの者 3割、70歳から74歳の者 2割(一定以上所得者 3割、昭和19年4月1日以前生まれの方は2割のうち1割を国が負担)

ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条若しくは第29条の2に規定する医療又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項に規定する指定自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第3号に規定する精神通院医療、結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条に規定する医療又は同法第37条の2に規定する医療については、本人負担なし

イ その他の給付

出産育児一時金 1件 40万4,000円(平成27年(2015年)10月～)

(平成27年(2015年)1月より産科医療補償制度加入の医療機関は1.6万円加算される)

葬祭費 1件 3万円(昭和53年(1978年)4月～)

(2) 給付状況

区 分	出産育児一時金		葬 祭 費	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
平成24(2012)	348	144,377	480	14,400
” 25(2013)	315	133,355	457	13,710
” 26(2014)	307	127,944	374	11,220

3 保険料

(1) 保険料、賦課限度額の推移

(各年4月1日現在)

区 分 改定年	国民健康保険法施行令 による賦課限度額	本市の賦課限度額 の実績	保 険 料 1 人 当 たり 平 均 月 額 及 び 改 定 率 (前 年 比)
平成25(2013)	(医療分) 51	(医療分) 51	(医療分) 5,709 105.2
	(介護分) 12	(介護分) 12	(介護分) 2,543 113.7
	(支援分) 14	(支援分) 14	(支援分) 1,917 105.9
” 26(2014)	(医療分) 51	(医療分) 51	(医療分) 5,883 103.0
	(介護分) 14	(介護分) 14	(介護分) 2,588 101.8
	(支援分) 16	(支援分) 16	(支援分) 2,011 104.9
” 27(2015)	(医療分) 52	(医療分) 52	(医療分) 5,915 100.5
	(介護分) 16	(介護分) 16	(介護分) 2,272 87.8
	(支援分) 17	(支援分) 17	(支援分) 2,002 99.6

(注) 介護分は40歳以上65歳未満の被保険者が該当

(2) 賦課方法

区 分		賦 課 合 割	賦 課 標 準	保 険 料 平成27年度(2015年度)	賦課期日	賦課期日後の増減
医 療 分	所得割	50%	基礎控除後の 総所得金額等	平成26年(2014年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.0786	4月1日	月割賦課 を行う
	均等割	15%	被 保 険 者 1 人 につ き	被保険者数×12,471円		
	平等割	35%	1 世 帯 に つ き	49,746円		
介 護 分	所得割	50%	基礎控除後の 総所得金額等	平成26年(2014年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.0227		
	均等割	15%	被 保 険 者 1 人 につ き	介護2号被保険者数×4,456円		
	平等割	35%	1 世 帯 に つ き	介護2号被保険者を有する世帯 12,672円		
支 援 分	所得割	50%	基礎控除後の 総所得金額等	平成26年(2014年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.0269		
	均等割	15%	被 保 険 者 1 人 につ き	被保険者数×4,217円		
	平等割	35%	1 世 帯 に つ き	16,822円		

(3) 徴収方法

普通制度 ・納付書を使用し、指定金融機関・収納代理金融機関又はコンビニエンスストアで納付する。

・口座振替(自動払込み)により銀行等の口座から納付する。

特別徴収 被保険者全員が65歳以上75歳未満、世帯主の年金受給額が18万円以上であり、介護保険料が年金から徴収されており、国民健康保険料との合算が年金受給額の2分の1を超えない人について、年金から徴収する。

(4) 保険料収納状況

区分 年度	種別	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)
平成24(2012)	現年分(医療)	5,664,661	5,042,280	89.01
	〃 (介護)	781,869	667,779	85.41
	〃 (後期高齢者)	1,886,464	1,675,861	88.84
	滞納繰越分(医療)	1,884,955	295,264	15.66
	〃 (介護)	297,843	45,856	15.40
	〃 (後期高齢者)	477,525	72,507	15.18
	計	10,993,317	7,799,547	70.95
〃 25(2013)	現年分(医療)	5,830,946	5,172,773	88.71
	〃 (介護)	842,058	705,198	83.75
	〃 (後期高齢者)	1,956,238	1,730,694	88.47
	滞納繰越分(医療)	1,917,576	329,223	17.17
	〃 (介護)	323,948	53,519	16.52
	〃 (後期高齢者)	540,323	89,243	16.52
	計	11,411,089	8,080,650	70.81
〃 26(2014)	現年分(医療)	5,800,198	5,150,668	88.80
	〃 (介護)	794,567	665,075	83.70
	〃 (後期高齢者)	1,981,341	1,757,536	88.70
	滞納繰越分(医療)	1,978,578	338,677	17.12
	〃 (介護)	365,476	60,372	16.52
	〃 (後期高齢者)	598,012	99,608	16.66
	計	11,518,172	8,071,936	70.08

(5) 保険料の軽減措置 平成26年度(2014年度)

ア 低所得者に対する減額

()内は特定世帯(外数)

区 分	均等割(円)	平等割(円)	世帯数	被保険者数(人)	軽減額(円)
条例第16条の2 第1項第1号該当者 (7割軽減)	8,595	34,664 (17,332)	14,343 (943)	20,913	696,500,815
同2号該当者 (5割軽減)	6,139	24,760 (12,380)	4,870 (525)	10,802	194,285,538
同3号該当者 (2割軽減)	2,456	9,904 (4,952)	4,837 (769)	11,116	79,531,368
計			24,050 (2,237)	42,831	970,317,721

イ 条例第26条による一般減免等

対象者 (ア) 災害等により生活が著しく困難となった者

(イ) 貧困により生活のため、公私の扶助を受けている者

(ウ) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

区 分	件 数	減 免 額 (円)
現 年 分	3,308 (333)	258,897,533 (17,395,653)
滞 納 繰 越 分	474	38,717,016
計	3,782 (333)	297,614,549 (17,395,653)

()内 条例減免 社会保険の被扶養者であった65歳の人が、被保険者が後期高齢者医療制度に加入する事により国民健康保険になった場合の減免

4 国保財政の推移

(1) 年度別決算状況

(単位：千円)

年度	入										計
	項別	保険料	国庫給付費 負担金	国庫補助金	府補助金	繰入金	その他	繰入金	その他	計	
平成 24 (2012)		7,799,547	5,888,145	1,261,822	1,941,810	3,037,133	15,044,873				34,973,330
" 25 (2013)		8,080,650	5,687,346	1,290,215	2,005,093	2,966,373	15,775,427				35,805,104
" 26 (2014)		8,071,936	5,964,758	1,288,021	1,932,452	3,934,142	15,062,647				36,253,956

(単位：千円)

年度	出										計	歳入 歳出 差 引
	項別	総務費	療養諸費	その他の 給付費	保健事業費	前年度繰上 充用金	その他	繰入金	その他	計		
平成 24 (2012)		394,987	21,360,628	2,617,617	270,346	3,761,327	10,085,116				38,490,021	△ 3,516,691
" 25 (2013)		399,102	21,616,554	2,818,260	277,529	3,516,691	10,532,354				39,160,490	△ 3,355,386
" 26 (2014)		923,451	21,581,285	2,709,838	278,562	3,355,386	10,272,155				39,120,677	△ 2,866,721

(2) 療養諸費

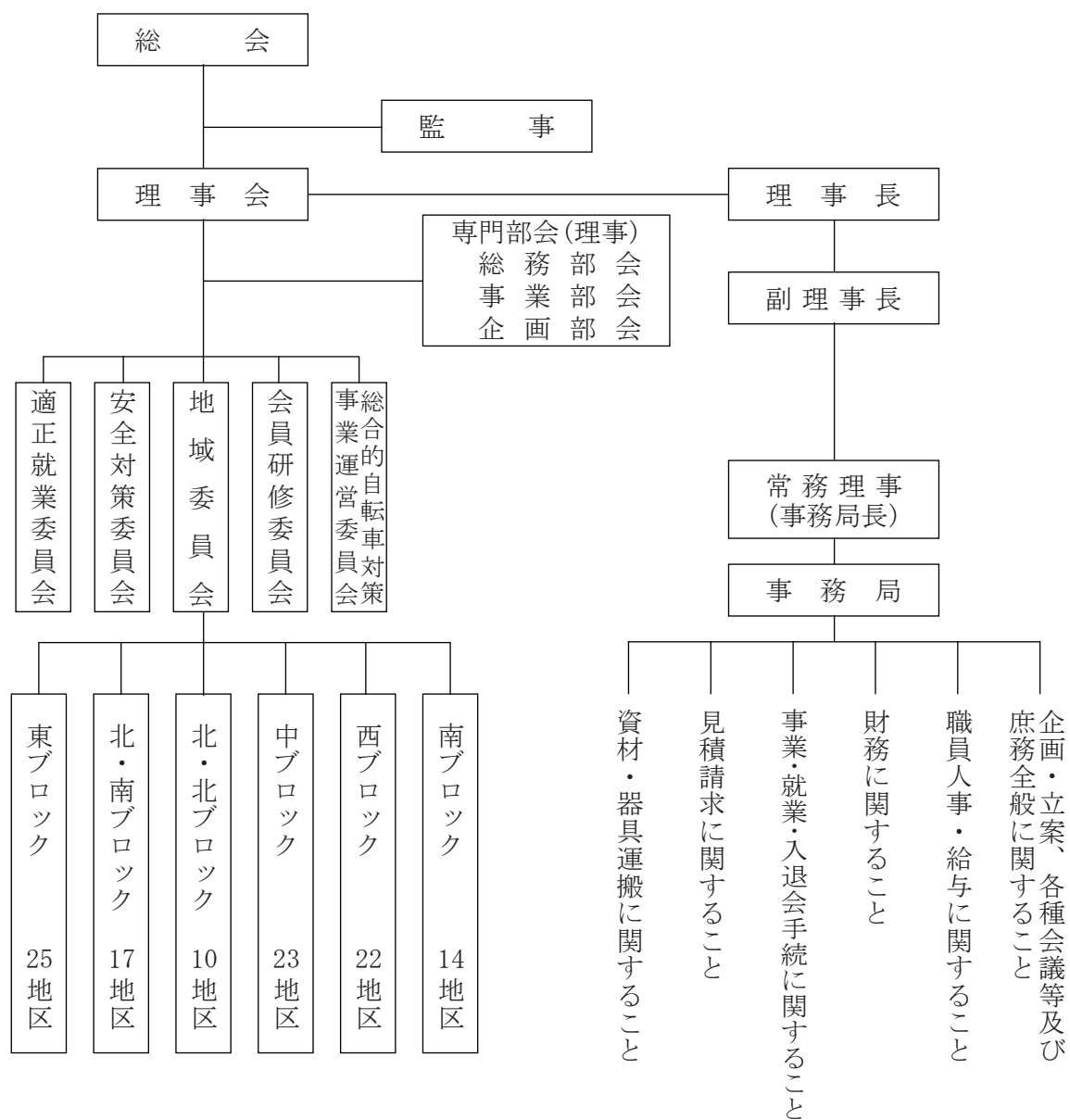
区 分 年 度	件 数		療養諸費 (千円)	内 訳 (千円)		
				保 険 者 負 担 分	被 保 険 者 負 担 分	結 核 予 防 等 そ の 他 負 担 分
平成24(2012)	一般	1,344,000	27,033,692	19,840,360	5,720,250	1,473,083
	退	99,539	2,019,024	1,411,800	546,091	61,134
	計	1,443,539	29,052,716	21,252,160	6,266,341	1,534,217
" 25(2013)	一般	1,355,350	27,582,431	20,247,376	5,889,249	1,445,806
	退	86,049	1,801,712	1,260,057	480,474	61,181
	計	1,441,399	29,384,143	21,507,433	6,369,723	1,506,987
" 26(2014)	一般	1,366,904	27,735,910	20,380,421	5,935,210	1,420,279
	退	73,153	1,617,327	1,131,053	437,621	48,653
	計	1,440,057	29,353,237	21,511,474	6,372,831	1,468,932

公益社団法人吹田市シルバー人材センター

高年齢者の社会参加を図るため、地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力をいかし、相互の協力の下に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な作業に係る就業を通して、自らの生きがいを高めるとともに、高年齢者の就業機会を拡大し福祉の増進を図り、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和53年(1978年)11月30日に吹田市高齢者事業団を設立した。

昭和55年(1980年)9月12日には高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、「社団法人吹田市シルバー人材センター」と改称し、さらに公益法人制度の改革を受けて、平成23年(2011年)4月1日から「公益社団法人吹田市シルバー人材センター」に改称した。

(1) 組織図



(2) 年齢別・職群別会員数状況

平成27年(2015年)3月31日現在(単位:人)

年齢別 性別 職群	60歳未満		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳～74歳		75歳～79歳		80歳以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
専門技術群	0	0	8	3	42	5	48	13	24	2	12	2	134	25
技能群	0	0	10	2	43	2	40	2	24	2	9	0	126	8
事務整理群	0	0	4	7	28	29	40	22	19	15	13	8	104	81
施設管理群	0	0	30	1	182	7	244	10	153	6	42	2	651	26
折衝外交群	0	0	3	1	5	5	11	6	11	2	2	2	32	16
軽作業群	0	0	24	11	74	58	105	62	44	25	17	6	264	162
サービス群	0	0	4	12	18	38	15	64	3	20	2	7	42	141
小計	0	0	83	37	392	144	503	179	278	72	97	27	1,353	459
合計	0		120		536		682		350		124		1,812	

(注) 専門技術群(経理事務など専門的作業)

技能群(剪定などの技能作業)

事務整理群(受付、整理、筆耕などの事務作業)

施設管理群(駐輪場、駐車場、建物、倉庫などの管理作業)

折衝外交群(販売、チラシ配布など)

軽作業群(マンション清掃等の屋内作業、除草等の屋外作業など)

サービス群(家事、介護補助などの作業)

(3) 就業状況 平成26年度(2014年度)

年間就業実人員 1,504人

年間就業率 83.0%

1日平均就業人員 536.6人

1人1日平均就業時間 4.0時間

1人月平均就業日数 10.9日

(4) 契約状況

平成26年度(2014年度)

区分	契約数(件)	割合(%)	契約金額(円)	割合(%)
公共	86	2.1	524,290,239	59.9
民間	3,929	97.9	351,714,501	40.1
計	4,015	100	876,004,740	100

(5) 契約件数及び配分金等の推移

実績 年度	契約件数	就 業 延べ人員	契 約 金			
			配分金(円)	事務費(円)	材料費(円)	合 計(円)
平成24(2012)	4,375	195,188	710,793,566	48,511,917	69,208,789	828,514,272
〃 25(2013)	4,077	195,685	706,626,896	48,301,042	79,908,538	834,836,476
〃 26(2014)	4,015	195,842	717,113,305	68,973,452	89,917,983	876,004,740

(6) シルバーワークプラザ

シルバー人材センターの事務所及び作業所等

位 置	吹田市千里山松が丘26番23号
敷地面積	499.29㎡
建築面積	253.75㎡
延べ床面積	713.38㎡
構造・規模	鉄骨造3階建
内 容	事務所、作業所、会議室、印刷室、和室、相談室、その他
開 設	平成7年(1995年)4月

介護老人保健施設

高齢者社会に対応するために寝たきり等の高齢者に対し、医療ケアと生活サービスを実施する施設として平成2年度(1990年度)に実施設計を行い、同年11月に建設工事に着手、平成4年(1992年)2月に竣工した。老人保健法に基づき平成4年(1992年)6月10日開設したが、平成12年(2000年)4月1日からは、その設置根拠を介護保険法に移行した。

施設の概要

位 置	片山町2丁目13番25号
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建
敷地面積	4,947.96㎡ 延べ床面積 6,125㎡
事業費	6,024,087千円

事業内容

1 施設サービス事業

比較的安定した病状に対する医療サービス
食事、入浴の介助等身の回りの看護・介護サービス
日常の生活動作を中心とした機能訓練
レクリエーション、行事等の日常生活に必要なサービス

2 居宅サービス事業

- (1) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、短期入所を行い、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- (2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、通所により、心身機能の維持・回復、日常生活自立のための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

3 利用定員

入 所 100人（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護含む）
通 所 月曜日から土曜日40人、日曜日20人
事業実績 平成26年度(2014年度)

利 用 種 別	実利用者数(人)	延べ利用者数(人)
施設（長期）入所サービス	100	33,694
短期入所療養介護	85	875
通所リハビリテーション	164	9,522

公害健康被害補償

昭和49年(1974年)11月30日、本市南部地域（面積9 km²、地域内人口約10万人）が公害健康被害補償法による地域指定を受け、この法律に基づいて公害健康被害者の認定並びに補償を実施しているが、昭和63年(1988年)3月1日から同地域の指定が解除され、新規の認定はされないことになった。

1 認定状況

平成27年(2015年)4月1日現在(単位:人)

被認定者数	前年度比増減 (①-②)	転入者数 ①	認定取消者			
			転出者数	治癒等者数	死亡者数	計②
191	△8	0	1	2	5	8

2 障害等級決定状況平成27年(2015年)4月1日現在(単位:人)

障害等級 決定者数	等級			
	1級	2級	3級	級外
191	1	39	125	26

3 公害健康被害被認定者に対する補償給付

- (1) 療養の給付 認定疾病の診療等について、その医療費を給付
 - (2) 療養費 やむを得ない理由のため療養の給付を受けられなかったとき被認定者に対し支給
 - (3) 障害補償費 15歳以上の被認定者に対し、障害の程度に応じ、性・年齢区分によって支給
 - (4) 療養手当 入院・通院に要する諸経費として、被認定者に対し、入院・通院日数の区分に応じて支給
 - (5) 遺族補償費
 - (6) 遺族補償一時金
 - (7) 葬祭料
- } 認定疾病に起因して死亡した被認定者の遺族等で、一定の要件を備えている者に支給

4 医療費助成制度の創設

昭和63年(1988年)4月1日から、市南部地域の大气汚染のより一層の改善が図られるまでの間、大气汚染の影響を受けたと推定される疾病に罹った被認定者に対し、医療費の一部を助成している。ただし、平成24年度末で新規・更新申請の受付を終了し、平成27年(2015年)4月1日をもって全ての被認定者の認定期間が満了となった。

医療費助成制度の認定状況

平成27年(2015年)4月1日現在(単位:人)

被認定者数	前年度比増減 (①-②)	新規 被認定者数 ①	認定取消者				
			転出者数	認定期間 満了等者数	死亡者数	他法適用者数	計②
0	△114	0	0	113	0	1	114

5 公害保健福祉事業

(1) 家庭療養指導事業

公害健康被害被認定者の家庭を訪問し、日常生活の指導及び保健指導を実施している。

(単位:件)

区 分		年 度		
		平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
家庭訪問指導件数		199	139	156
内 訳	1級	2	0	0
	2級	41	24	32
	3級	139	102	111
	級外	17	13	13

(2) インフルエンザ予防接種費用助成事業

インフルエンザ予防接種を受けた公害健康被害被認定者に対して、予防接種に係る費用の自己負担分を助成することにより、健康の保持を図ることを目的として実施している。

接種者 平成26年度(2014年度) 延べ89人

1 保健センター・保健センター南千里分館

市民の健康管理と保健知識の普及啓発のため、各種健康診査、予防接種、母子保健等の業務、生活習慣病予防等を目的とした健康教育、健康相談を行っている。

(1) 保健センター（総合福祉会館・保健会館との複合施設の3・4階の部分占有）

延べ床面積	2,876.6㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建
開設	昭和62年(1987年)4月1日
所在地	出口町19番2号

(2) 保健センター南千里分館（千里ニュータウンプラザ4階の部分占有）

延べ床面積	734.12㎡
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下2階塔屋1階地上8階建
開設	平成24年(2012年)9月
所在地	津雲台1丁目2番1号

2 予防接種

(1) 定期接種

予防接種法に基づく予防接種を（一社）吹田市医師会等に委託して実施している。

予防接種実施状況

(単位：人)

区分 年度	BCG 接種者	二種混合 (ジフテリア 破傷風)	三種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風)	四種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ)	急性 灰白髄炎 (経口生ポリオ)	急性 灰白髄炎 (不活化ポリオ)	日本脳炎	風しん	麻しん (はしか)	麻しん・ 風しん混合	子宮頸がん 予防
平成24(2012)	3,093	2,554	11,263	2,627	1,704	11,376	15,349	0	0	11,901	—
〃 25(2013)	2,908	2,528	3,369	10,441	—	4,308	12,922	0	1	6,417	574
〃 26(2014)	3,278	2,535	609	13,013	—	1,770	13,393	0	0	6,551	24

区分 年度	水痘	インフルエンザ 菌b型(ヒブ)	小児用 肺炎球菌	インフルエンザ (高齢者対象)	肺炎球菌 (高齢者対象)
平成24(2012)	—	—	—	33,443	—
〃 25(2013)	—	14,096	13,818	34,520	—
〃 26(2014)	6,557	13,433	13,409	37,507	9,399

※平成20年(2008年)から麻しん・風しん予防接種第3期、第4期が、時限措置として開始
(平成24年度(2012年度)まで)

※平成23年(2011年)日本脳炎定期予防接種の機会を逸した平成7年(1995年)4月1日から平成19年(2007年)4月1日までに生まれた人(20歳未満まで)を特例対象者とし、第1期及び第2期の接種が可能となる。

※平成24年(2012年)9月1日から急性灰白髄炎(ポリオ)の予防接種が、経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに切替えられた。

※平成24年(2012年)11月1日からジフテリア、百日咳、ポリオ及び破傷風の第1期に四種混合ワクチンが追加された。

※平成25年(2013年)4月1日から子宮頸がん予防・インフルエンザ菌b型(ヒブ)・小児用肺炎球菌の予防接種が、予防接種法による定期接種に追加された。

※子宮頸がん予防ワクチンの接種について、当該ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかとなるまでの間、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を積極的に勧奨しないよう、平成25年(2013年)6月14日付けで厚生労働省から通知が発出された。

※平成26年(2014年)10月1日から乳幼児を対象とした水痘及び高齢者を対象とした肺炎球菌の予防接種が、予防接種法による定期接種に追加された。

(2) 任意接種

ア 子宮頸がん予防・インフルエンザ菌b型(ヒブ)・小児用肺炎球菌ワクチンは、平成24年度(2012年度)以前は、予防接種法に基づかない任意の予防接種であったが、平成23年(2011年)2月より、子宮頸がん予防等ワクチン接種事業として実施した。なお、平成25年度(2013年度)からは、定期接種として実施している。

(単位：件)

年度 \ 区分	子宮頸がん予防	インフルエンザ菌b型(ヒブ)	小児用肺炎球菌
平成24(2012)	3,774	12,034	12,321

イ 平成25年(2013年)、主に20歳代から40歳代を中心として、特に首都圏及び近畿地方で風しんが流行し、大阪府は、平成25年(2013年)5月13日付けで「風しん流行緊急事態」を宣言した。本市においても、緊急的に風しんの感染予防に努め、出生児の先天性風しん症候群の発症の防止を図ることを目的に、平成25年(2013年)5月13日から同年9月30日までの間、19歳以上の市民のうち、妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者を対象に、緊急風しん予防対策事業として、風しん予防接種に要した費用の一部公費助成を実施した。なお、平成26年度(2014年度)からは、風しん予防接種促進事業として、妊娠を希望する女性及びその配偶者、妊娠している女性の配偶者で十分な抗体のない人を対象に、風しん予防に要する費用の一部公費助成を実施している。

年度 \ 区分	助成人数(人)	助成額(円)
平成25(2013)	2,096	14,233,663
〃 26(2014)	270	1,606,204

3 健康診査（母子）

母子保健法に基づいて、妊娠から就学までの健康診査や保健相談等の事業を実施している。

(1) 妊婦健康診査

妊婦に対して受診票を交付し、委託医療機関にて健診を行い、妊婦の健康管理の向上を図る。

(単位：人)

区 分 年 度	受 診 者 数	結 果		B型肝炎検査
		異 常 な し	異常及び異常の疑い	H B S 抗原陽性者
平成24(2012)	(延べ)36,031	34,512	1,519	2
〃 25(2013)	(延べ)36,751	34,883	1,868	17
〃 26(2014)	(延べ)38,262	36,514	1,748	24

※平成26年度(2014年度)11月1日から、公費負担上限額を6万2,600円から10万1,560円に拡充した。

(2) 乳児一般健康診査、乳児後期健康診査

1歳未満の乳児に対し委託医療機関にて健診を行い、必要に応じて適切な指導を行う。

乳児一般健康診査

(単位：人)

区 分 年 度	受 診 児 数	結 果	
		異 常 な し	異常及び異常の疑い
平成24(2012)	2,602	2,388	214
〃 25(2013)	2,650	2,455	195
〃 26(2014)	2,714	2,470	244

乳児後期健康診査

(単位：人)

区 分 年 度	受 診 児 数	結 果	
		異 常 な し	異常及び異常の疑い
平成24(2012)	3,122	2,833	289
〃 25(2013)	3,139	2,820	319
〃 26(2014)	3,173	2,834	339

(3) 4か月児健康診査

4か月になる乳児に対し、個別通知をし委託医療機関にて健康診査を実施している。また、栄養・発達・生活リズム等についての保健指導やグループワーク、交流会を通じ育児不安の解消、健全な子育てができるよう保健指導事業としてすくすく赤ちゃんクラブを実施している。

4か月児健康診査

(単位：人)

年 度	区 分	対 象 児 数	受 診 児 数	結 果 (重複あり)					
				異常なし	要経観	要精検	要治療	治療中	要指導
平成24(2012)		3,286	3,173	2,843	231	22	33	91	9
〃 25(2013)		3,303	3,184	2,862	181	25	31	89	5
〃 26(2014)		3,332	3,266	2,910	189	20	50	106	12

保健指導事業 (すくすく赤ちゃんクラブ)

年 度	区 分	実 施 回 数(回)	対 象 者 数(人)	来 所 者 数(人)
平成24(2012)		84	3,286	1,633
〃 25(2013)		85	3,303	1,724
〃 26(2014)		96	3,332	1,793

(4) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月から2歳を超えない幼児を対象に、計測、診察、歯科診察・相談、保健指導（発達、栄養、育児、歯科、アレルギー）を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、個別・集団併用方式で実施している。

(単位：人)

区 分		年 度	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
一 般 健 診	対 象 児 数		3,233	3,495	3,354
	内 科 健 診 受 診 児 数		3,146	3,364	3,270
	結 果 (重 複 あ り)	異 常 な し	2,753	3,032	2,934
		要 経 観	219	148	178
		要 精 検	42	44	34
		要 治 療	16	11	7
		治 療 中	67	82	77
		要 指 導	1,605	1,718	1,682
歯 科 健 診	歯 科 受 診 児 数		3,023	3,281	3,173
	結 果 (重 複 あ り)	要観察歯を有する児 (C0)	68	63	72
		むし歯を有する児 (C1～C4)	54	48	53
		カリオスタット ハイリスク児	791	781	742

(注) カリオスタットハイリスク…むし歯になる危険度が高い

(5) 3歳児健康診査

3歳児を対象に、尿検査、計測、診察、歯科診察・相談、保健指導（発達、育児、栄養、歯科、アレルギー）を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、個別・集団併用方式で実施している。

(単位：人)

区 分		年 度	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)	
一 般 健 診	対 象 児 数		3,366	3,421	3,450	
	内 科 健 診 受 診 児 数		3,052	3,030	3,183	
	結 果 (重 複 あ り)	異 常 な し		2,802	2,750	2,703
		要 経 観		148	150	112
		要 精 検		35	47	45
		要 治 療		9	18	3
		治 療 中		61	77	36
要 指 導		1,033	1,002	1,056		
歯 科 健 診	歯 科 受 診 児 数		2,733	2,779	2,926	
	結 果 (重 複 あ り)	要観察歯を有する児 (C0)	158	124	140	
		むし歯を有する児 (C1～C4)	437	400	418	
		カリエスタット ハイリスク児	795	721	814	

(6) 3歳児視聴覚検診（二次検診）

3歳児健康診査を受診した保護者に簡易な視聴覚検査を行ってもらい、その結果とアンケートから必要な幼児に対し、耳鼻科・眼科の二次検診を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	ア ン ケ ー ト 結 果				二 次 検 診 結 果				
		回収数	異 常 な し	要二次 検 診	治療中	二次検 診受診 児 数	異 常 な し	要治療	要精検	要経観
平成24 (2012)	視力検診	3,052	2,692	317	43	134	58	16	30	30
	聴覚検診	3,052	3,009	16	27	11	3	5	1	2
" 25 (2013)	視力検診	3,030	2,759	223	48	146	55	13	34	44
	聴覚検診	3,030	2,979	15	36	11	5	3	2	1
" 26 (2014)	視力検診	3,183	2,861	273	49	167	67	31	35	34
	聴覚検診	3,183	3,106	43	34	25	15	9	0	1

(7) 経過観察健診（二次健診）

各種、乳幼児健康診査、健康相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対し、専門医師や発達指導員による健診・相談を行っている。

(単位：人)

年 度	区 分	対象児数	受診児数	結 果 (重複あり)				
				異常なし	要 経 観	要 医 療	他機関紹介	そ の 他
平成24(2012)		1,692	1,359	361	919	30	292	307
〃 25(2013)		1,692	1,386	341	870	30	284	344
〃 26(2014)		1,705	1,412	350	834	27	294	362

(8) 2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児を対象に歯科診察、歯科保健指導、カリオスタット検査等を内容とした歯科健康診査を実施している。

(単位：人、件)

年 度	区 分	対 象 児 数	受 診 児 数	結 果 (重複あり)						
				要観察歯を有する児(C0)	むし歯を有する児(C1~C4)	カリオスタットハイリスク児	指 導 件 数			
							指しゃぶり	歯列咬合	歯の異常	その他
平成24(2012)		3,360	2,697	84	149	740	592	368	130	120
〃 25(2013)		3,441	2,746	69	149	685	646	424	146	99
〃 26(2014)		3,539	2,842	96	142	762	584	381	163	124

(9) 1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児歯科健康診査フォロー事業

1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児健康診査において、要フォローと判定された幼児を対象に口腔内観察、歯科相談、歯科保健指導を内容とした歯科健康診査フォロー事業を行っている。

(単位：人)

年 度	区 分	1歳6か月児歯科健康診査フォロー		2歳6か月児歯科健康診査フォロー		3歳児歯科健康診査フォロー	
		対象児数	受診児数	対象児数	受診児数	対象児数	受診児数
平成24(2012)		882	415	919	408	754	232
〃 25(2013)		850	388	813	380	656	227
〃 26(2014)		841	404	901	424	740	255

(10) 6歳臼歯健康診査

満6歳の幼児を対象に歯科健診、歯科保健指導を(一社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	対象児数	受診児数
平成24(2012)		3,364	2,172
〃 25(2013)		3,369	2,153
〃 26(2014)		3,442	2,202

(1) 妊婦歯科健康診査

妊婦を対象に歯科健診、歯科保健指導を(一社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	対象者数	受診者数
平成24(2012)		3,337	1,250
〃 25(2013)		3,438	1,258
〃 26(2014)		3,648	1,327

4 結核検診

(単位：人)

年度	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
受診者	18,318	19,964	19,493
要精検者	398	434	376

5 健康診査(成人)

生活習慣病予防のための各種健康診査事業(30歳代健康診査・胃がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・肺がん検診・大腸がん検診等)を実施している。

(1) 30歳代健康診査(生活習慣病予防健康診査)

30歳以上40歳未満の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象に、(一社)吹田市医師会に委託して実施している。内容としては、問診・身体計測(身長・体重・腹囲)・血圧・検尿・理学的検査・血液検査等で医師の判断において心電図・眼底検査を行う。

(単位：人)

年 度	区 分	受診者数
平成24(2012)		4,668
〃 25(2013)		3,990
〃 26(2014)		3,801

(2) B型・C型肝炎ウイルス検診

満40歳の市民と昭和7年(1932年)以降生まれの41歳以上で当該検診未受診の人、昭和6年(1931年)以前生まれの人で過去に肝機能異常を指摘された人、広範な外科的処置や輸血などを受けたことのある人、又は妊娠分娩時に多量に出血したことのある人で、定期的に肝機能検査を受けていない人を対象に、(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

※平成24年度(2012年度)から、名称を「B型・C型肝炎ウイルス検診」に変更。

(単位：人)

年度	区分	受診者	異常なし	要精検者数
平成24(2012)	(B型)	2,198	2,183	15
	(C型)	2,198	2,189	9
" 25(2013)	(B型)	2,635	2,619	16
	(C型)	2,635	2,625	10
" 26(2014)	(B型)	2,374	2,356	18
	(C型)	2,374	2,370	4

(注) 検診料 500円 (平成25年(2013年)1月自己負担金改定)

(3) 胃がん検診(X線法)

35歳以上の市民を対象に、保健センターに検診車を派遣し、(公財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成24(2012)		2,940	238	7
" 25(2013)		3,090	236	5
" 26(2014)		3,151	232	5

(注) 検診料 1,000円 (平成25年(2013年)1月自己負担金改定)

※平成27年(2015年)2月から、休日急病診療所の移転に伴い、保健センターのみで実施している。

(4) ペプシノゲン胃検診

満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の市民を対象に、(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成24(2012)		2,583	415	6
" 25(2013)		2,682	326	2
" 26(2014)		2,153	224	4

(注) 検診料 300円

(5) 子宮がん検診

20歳以上の女性を対象に、問診・内診・細胞診の検査を(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成24(2012)	(頸部)	13,156	283	15
	(体部)	1,999 (再掲)	30	2
" 25(2013)	(頸部)	12,737	252	8
	(体部)	1,927 (再掲)	31	3
" 26(2014)	(頸部)	15,995	380	3
	(体部)	1,814 (再掲)	50	3

(注) 検診料 500円(ただし、体部がんを実施した場合は1,000円)(平成25年(2013年)1月自己負担金改定)

(6) 乳がん検診

30歳以上39歳以下の女性を対象に視触診検査を、40歳以上の女性を対象に視触診検査及びマンモグラフィ検査を(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	受 診 者	要精密検査者	が ん 発 見 者
平成24(2012)	30～39歳視触診のみ	2,493	96	0
	40歳以上マンモ併用検診	9,533	629	21
" 25(2013)	30～39歳視触診のみ	1,885	78	0
	40歳以上マンモ併用検診	9,520	646	23
" 26(2014)	30～39歳視触診のみ	1,892	86	0
	40歳以上マンモ併用検診	10,420	737	20

(注) 検診料 視触診のみ(30～39歳)700円(平成25年(2013年)1月自己負担金改定)

マンモグラフィ併用検診(40歳以上)1,000円

(7) がん検診推進事業

平成21年度(2009年度)から、受診率の向上並びにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図ることを目的に、特定の年齢の方を対象に子宮頸がん及び乳がんについての「がん検診手帳」と「無料クーポン券」を送付している。平成24年度(2012年度)からは、大腸がん検診についても実施している。

平成27年度(2015年度)については、子宮頸がん、乳がんの対象者は以下のとおり。

子宮頸がん 20歳の女性及び下記年齢で平成22～26年度に市が実施する子宮頸がん検診を未受診の方。

乳がん 40歳の女性及び下記年齢で平成22～26年度に市が実施する乳がん検診を未受診の方。

(対象) 当該年度4月1日現在で下記の年齢の方

子宮頸がん 20・22・27・32・37歳の女性

乳がん 40・42・47・52・57歳の女性

大腸がん 40・45・50・55・60歳の男女

※平成26年度(2014年度)の対象者は、平成21年度(2009年度)～平成24年度(2012年度)の子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者でクーポン対象年度の検診を未受診の方。

(単位：人)

年度		平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
子宮頸がん	対象者数	11,885	12,023	34,375
	受診者数	1,850 ※(27)	1,805 ※(32)	5,412 ※(151)
	受診率	15.6	15.0	15.7
乳がん	対象者数	12,160	12,570	34,366
	受診者数	1,895 ※(48)	1,798 ※(73)	4,647 ※(170)
	受診率	15.6	14.3	13.5
大腸がん	対象者数	23,941	24,564	25,420
	受診者数	1,759 ※(30)	1,774 ※(38)	1,617 ※(41)
	受診率	7.3	7.2	6.4

※()内は償還払い利用者数(再掲)

(8) 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に、(一社)吹田市医師会及び(公財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。検診内容は問診・胸部X線、喀痰細胞診検査(必要な者のみ)。

(注) 必要な者とは、ア 喫煙指数(1日喫煙本数×喫煙年数)600以上の者

イ 6か月以内に血痰の出た者

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成24(2012)		18,721	510	14
〃 25(2013)		19,657	536	11
〃 26(2014)		17,117	515	7

(注) 検診料 400円(ただし、喀痰検査については500円)(平成25年(2013年)1月自己負担金改定)

(9) 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に、問診・便潜血反応検査（2日法）を（一社）吹田市医師会及び（公財）大阪府保健医療財団に委託して実施している。

（単位：人）

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成24(2012)		24,787	1,765	101
" 25(2013)		27,592	2,022	119
" 26(2014)		25,482	1,996	62

（注）検診料 300円

(10) 成人歯科健康診査

30歳以上の市民を対象に、歯科疾患の早期発見予防のための歯科健診を（一社）吹田市歯科医師会に委託して実施している。（15歳以上の障がい者にも実施）

（単位：人）

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要治療	要観察
平成24(2012)		24,269	2,226	844	18,788	2,411
" 25(2013)		23,629	2,234	906	18,179	2,310
" 26(2014)		23,639	2,452	774	18,313	2,100

(11) 在宅寝たきり高齢者等訪問歯科事業

おおむね65歳以上の人で在宅で寝たきりの状態にある人、又はこれに準ずる状態にある人で通院できない人等を対象に、歯科医師、歯科衛生士が自宅に訪問し、口腔内診査を実施している。

（単位：人）

年度	区分	訪問歯科健康診査				
		受診者数	異常なし	要指導	要治療	要観察
平成24(2012)		228	11	43	142	32
" 25(2013)		220	7	34	130	49
" 26(2014)		232	3	27	163	39

(12) 骨粗しょう症検診

20歳以上5歳節目の市民を対象に、MD法、DXA法、超音波法のいずれかによる骨量の測定検査を（一社）吹田市医師会に委託して実施している。

（単位：人）

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精検
平成24(2012)		4,455	2,466	1,237	752
" 25(2013)		4,325	2,461	1,169	695
" 26(2014)		3,456	2,039	904	513

（注）検診料 1,000円

※平成27年(2015年)1月から、対象者を20歳以上70歳以下（5歳節目）の市民に変更する。

(13) 聴力検診

50歳以上70歳以下（5歳節目）の市民を対象に聴力低下の原因となる疾病や障がいの早期発見、早期治療を目的に実施している。

（単位：人）

年 度 \ 区 分	受診者	異常なし	異常あり (疑い含む)
平成24(2012)	399	230	169
〃 25(2013)	368	202	166
〃 26(2014)	362	229	133

（注）検診料 500円（平成25年(2013年)1月自己負担金改定）

(14) 健康長寿健診

後期高齢者医療健康診査受診者を対象に（一社）吹田市医師会に委託して実施している。

（単位：人）

年 度 \ 区 分	受診者
平成24(2012)	12,203
〃 25(2013)	12,447
〃 26(2014)	13,425

(15) 前立腺がん検診

平成22年(2010年)4月から50歳以上の男性を対象に問診・P S A検査を（一社）吹田医師会に委託して実施している。

（単位：人・%）

区分 \ 年度		平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
		対象者数	61,954	63,327
受診者数		8,242	9,091	8,600
受診率		13.3	14.4	13.4
要精検者数		512	458	504
要精検率		6.2	5.0	5.9
精 検 結 果	異常なし	81	46	55
	がん以外の疾患	124	95	97
	が ん	62	41	32
	経過観察	54	60	59
	未受診者数	191	216	261

（注）検診料 700円（平成25年(2013年)1月に自己負担金改定）

6 保健指導

市民の保健知識の普及啓発と健康管理のため、健康教育・健康相談・訪問指導等を通じての保健指導活動を行っている。

(1) 健康教育

次の事業を開催し、母子保健・生活習慣病予防・健康増進等に関する正しい知識の普及を図っている。

平成26年度(2014年度)実績

(単位：回数・人)

事業名	開催数	延べ利用者数	事業名	開催数	延べ利用者数
市民健康教室	3	261	地区保健活動推進事業	141	2,114
乳がん予防教室	44	697	歯と歯ぐきの健康教室	1	136
※ロコモティブシンドローム予防教室	2	83	妊婦(両親)教室 妊婦・出産編	36	843
循環器病予防講演会	1	118	妊婦(両親)教室 育児編	12	775
内臓脂肪解消セミナーオプション講座	30	235	育児相談会	28	581
特定保健指導フォローアップ事業	24	371	育児教室	837	11,287
がん予防啓発キャンペーン	9	475	離乳食講習会	49	1,307
禁煙対策特別企画展	1	200	地区母子保健活動推進事業	158	2,590
みんなの健康展	2	255			

※平成25年度(2013年度)より、骨粗しょう症予防教室から名称変更して実施。

(2) 健康相談

下記の相談事業を保健センター等で行い、心身の健康に関する個別の指導と相談を行っている。

平成26年度(2014年度)実績

(単位：回数・人)

事業名	開催数	延べ利用者数	事業名	開催数	延べ利用者数
保健栄養相談	25	25	出張健康相談	96	389
健康電話相談	245	3,005			

(3) 特定保健指導

平成20年度(2008年度)から、吹田市国保健康診査(40歳から74歳の吹田市国保加入者を対象)等の受診者で動機付け支援、積極的支援と判定された人を対象に、メタボリックシンドロームの予防と解消のための特定保健指導を衛生部門請負型で実施している。(単位:人)

年 度	区 分	動機付け支援	積極的支援	計
平成24(2012)	内臓脂肪解消セミナー(年間36回)	359	32	391
	メタボリックシンドローム予防相談	40	4	44
	計	399	36	435
" 25(2013)	内臓脂肪解消セミナー(年間30回)	407	67	474
	メタボリックシンドローム予防相談	25	7	32
	計	432	74	506
" 26(2014)	内臓脂肪解消セミナー(年間36回)	451	66	517
	メタボリックシンドローム予防相談	45	7	52
	計	496	73	569

(4) 口腔ケアセンター管理運営事業

(単位:人)

区 分	赤ちゃんの歯の広場		口腔ケア活動推進事業		
				相 談	情報発信
年 度	回 数	受講者数 (組数)	日 数	延べ利用者数	延べ利用者数
平成24(2012)	6	111	142	1,550	3,681
" 25(2013)	24	430	246	3,072	6,230
" 26(2014)	24	395	244	3,450	5,977

※口腔ケアセンター開館日:平成24年(2012年)9月3日 (一社)吹田市歯科医師会に委託して実施

※赤ちゃんの歯の広場は、平成24年(2012年)10月から実施

(5) 新生児訪問指導

妊産婦、新生児に対して保健師等が訪問し、指導を行っている。

(単位：人)

年 度	区 分	妊 産 婦		新 生 児	
		実 人 数	延 べ 人 数	実 人 数	延 べ 人 数
平成24(2012)	保 健 師	864	1,122	80	89
	助 産 師	613	613	202	202
	計	1,477	1,735	282	291
" 25(2013)	保 健 師	741	1,007	79	94
	助 産 師	664	664	178	178
	計	1,405	1,671	257	272
" 26(2014)	保 健 師	819	1,068	73	81
	助 産 師	700	700	118	118
	計	1,519	1,768	191	199

(6) 乳幼児訪問指導

乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等について保健師が訪問し、指導を行っている。

(単位：人)

年度	区分	乳児（新生児・未熟児を除く）		幼 児	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
平成24(2012)		1,028	1,234	330	481
" 25(2013)		924	1,125	286	383
" 26(2014)		1,066	1,253	322	477

(7) 未熟児訪問指導

平成23年(2011年)10月から一部の未熟児(2,001g~2,499gで医療ケアを必要としない児)、平成25年(2013年)4月から全ての未熟児に対して訪問を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	実人数	延べ人数
平成24(2012)		143	158
" 25(2013)		201	235
" 26(2014)		239	274

(8) 未熟児専門相談

未熟児の保護者の育児不安の軽減と未熟児の健康保持を図ることを目的に専門医や発達指導員による相談を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	相談延べ人数
平成25(2013)		39
〃 26(2014)		39

(9) アレルギー専門相談

アレルギー性疾患の発症予防・悪化予防のために専門医による相談を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	相談延べ人数
平成26(2014)		90

平成26年(2014年)8月から実施

7 健康・医療のまちづくり

(1) 吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針

ア 基本的な考え方

国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地への移転等を見据え、医療費の多くを占め、重度の要介護状態に直結しやすい循環器病について、予防医療や健康づくりの推進、市民参加型の取組のモデルの創成など、様々な取組を推進する。

イ 具体的な取組例

- (ア) 国立循環器病研究センターが行う予防医療の取組に対して支援を行うとともに、同センターとのコラボレーションによる効果的な健康施策の検討。
- (イ) 民間活力を活かしたコミュニティビジネスという形も含め、地域の方々が「予防」と、「生きがいづくり」や「就労」を兼ねて主体的に参加するモチベーションがわくような施策の検討。
- (ウ) 吹田操車場跡地に開発される駅前複合施設に入る商業テナント等と連携したこの地域ならではの健康関連施策の検討。

ウ 取組の推進により目指すもの

- (ア) 予防医療や健康づくりの推進により、市民の健康寿命（日常生活に制限のない期間）の延伸を図る。
- (イ) 健康寿命が延伸した高齢者等の生きがいづくりや、その力を活用した地域活性化を進める。

これらにより、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を先進例として示し、世界をリードする健康都市を目指す。

エ 策定日

平成26年(2014年) 5月19日

(2) 吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくり会議

ア 目的

国立循環器病研究センターや市立吹田市民病院の吹田操車場跡地への移転等も見据えて、吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくりの推進のため、吹田市・摂津市の医療関係者などで地域医療の在り方などについて検討を行う。

イ 開催状況

平成26年(2014年) 7月3日	第1回	健康・医療のまちづくり会議
〃 8月27日	第2回	〃
〃 10月31日	第3回	〃
平成27年(2015年) 1月7日	第4回	〃

(3) 吹田操車場跡地まちづくりポータルサイト

ア 概要

平成26年(2014年) 5月19日に策定した吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針で目指している吹田操車場跡地での「国際級」の医療クラスターの形成に向けて、その名にふさわしい情報発信を行うためには、吹田市、摂津市、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院などが吹田操車場跡地で行っているプロジェクトや健康・医療のまちづくりに関する情報について強力に、かつ一体的に発信する場が必要となることから、それらの情報を集約・整理したポータルサイトを吹田市と摂津市が協定を締結し、平成27年(2015年) 3月31日に開設した。

(4) 吹田操車場跡地土地区画整理事業地内2街区の用地取得

ア 概要

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道運輸機構」という。)が所有する約4,000㎡の土地(吹田操車場跡地土地区画整理事業地内2街区の東側)について、健康・医療のまちづくりの観点から、在宅医療や福祉関係の事業と一体となった高齢者向け住宅の機能等を有する複合居住施設とする方針の下、用地の購入に向けた取組を進める。

イ 経緯

平成26年(2014年) 6月、鉄道運輸機構から吹田市に対して購入希望の照会があり、同年9月、吹田市は、議会での審議や議決及び価格の調整を前提として、購入意思がある旨を回答し、平成27年(2015年) 3月不動産鑑定評価を実施した。

※ 平成27年度(2015年度)以降は、高齢政策課と連携して複合居住施設の整備に取り組む予定。

ウ 土地概要

(ア) 面積 仮換地4,171㎡

(イ) 用途地域 第一種住居地域(容積率200%、建ぺい率60%)

(5) 健康管理拠点拡大モデル事業「すいたマチなか保健室～テレビ電話で健康相談～」

ア 概要

テレビ電話端末による健康相談・栄養相談を気軽に受けることができる健康管理拠点(すいたマチなか保健室)を市内各所に整備し、市民が自ら健康管理を行う機会の拡大を図るとともに、健康管理拠点の活用等による健康に関する意識の変化等の調査・検証のための市民モニターを募る。国庫補助金を活用し、平成26年度(2014年度)～平成28年度(2016年度)のモデル事業として実施する。

イ 目的

テレビ電話による健康相談を通じて、市民が自らの健康に対する意識を変え、生活習慣を見直すきっかけとなることで、特定健診の受診率を向上させることを目的とする。

ウ テレビ電話利用時間等

(ア) 利用時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時30分

(ただし各施設の利用時間内)

祝・休日、年末年始を除く。

(イ) 利用料金 無料

エ 平成26年度(2014年度)実績

(ア) 健康管理拠点設置箇所数 37か所

(イ) 相談件数 85件

(ウ) 市民モニター参加者数 76人

救急医療

市民の休日における応急的医療を提供する目的で一次救急医療機関として千里保健医療会館に吹田市立休日急病診療所を設置していたが、千里保健医療会館については、建築後30年以上が経過し老朽化が著しく、取壊しのため平成27年(2015年)2月22日から暫定的に保健センター4階で診療業務を行っている。また、運営場所等を含めた今後の在り方について検討している。

休日急病診療所

(1) 運営状況

診療開始日 昭和54年(1979年)10月7日

診療科目 内科、小児科、外科、歯科

診療日 日曜日、祝日、年末年始

診療受付時間 午前9時30分から午前11時30分まで
午後1時から午後4時30分まで

医療従事者 医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、医師等が輪番で従事している。各休日の医療従事者は次のとおり(年末年始は必要に応じて増員する)

内科、小児科、外科医師	各1人	看護師	5人
歯科医師	1人	歯科衛生士	1人
薬剤師	2人	診療放射線技師	1人

(2) 受診状況

年 度	診療日数 (日)	内 科 (人)	小 児 科 (人)	外 科 (人)	歯 科 (人)	計 (人)	1日平均 (人)
平成24(2012)	72	2,306	1,409	838	405	4,958	68.9
〃 25(2013)	71	2,229	1,509	834	388	4,960	69.9
〃 26(2014)	72	2,830	1,760	767	368	5,725	79.5